

# 令和3年第1回議会定例会会議結果

1 定例会・臨時会の別	第1回定例会
2 開会	令和3年 3月 5日
3 閉会	令和3年 3月15日
4 会期	11日（うち会期延長日なし）
5 議員の出席	5日 出席11名 欠席 0名 8日 出席11名 欠席 0名 12日 出席11名 欠席 0名
6 議案件数	33件（うち議員提出6件）
7 議決の状況	(1)原案可決 26件 (2)原案同意 2件 (3)原案承認 4件 (4)採 択 2件
8 法第99条の意見書	2件
9 委員会	予算審査特別委員会付託 9件
10 その他	傍聴者 5日 9名 8日 18名 12日 2名
11 会議書の写し	別紙のとおり添付
12 議案書の写し	別紙のとおり添付

令和3年 第1回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和3年3月5日（金）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	まちづくり課長	藤 木 雅 彦
住 民 課 長	笠 原 大 介	税務課長兼出納室長	松 田 秀 則
保健福祉課長	佐 藤 由美子	産業振興課長	黒 島 滋 規
都市整備課長	尾 暮 靖 志	病院事務長	原 田 光 一

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員  
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
  
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
  
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり



議 長

おはようございます。

本日をもって招集されました令和3年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。本定例会においては、新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用を許可いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

署名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

1番 内田 恵子議員、2番、佐藤 妙子議員。以上、御両名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から本定例会の運営について申し入れがありましたので、これを許します。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

令和3年第1回議会定例会の運営について、去る2月26日に議長出席のもとに、議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は議会提案として議員派遣承認3件、各委員会所管事務調査1件。町からは執行方針2件、一般議案2件、令和2年度各会計補正予算7件、条例関係9件、令和3年度各会計予算7件、人事案件2件であります。

以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月5日から3月15日までの11日間とすることで意見の一致を見ております。

最後に、本定例会は新年度予算の審議等もあり開催期間が長くなることから、議会運営に特段のご協力をいただけますようお願い申し上げます。議会運営委員会委員長報告といたします。よろしく願いいたします。

議 長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は3月5日から3月15日までの11日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は3月5日から3月15日までの11日間といたします

●日程3 諸般報告をいたします

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。  
これもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和3年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配付したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本議会定例会にあたり、4件の行政報告を行います。初めに、町立病院の診療体制について御報告します。内科医の岸田 正人氏が3月31日付けをもって退職されることになり、後任として、4月1日付で総合診療医の棟方 智子氏が着任します。棟方医師は、静岡県出身、山梨医科大学を卒業後、室蘭市、札幌市の病院で勤務された後、プライマリ・ケア家庭医療専門医、指導医として、現在、更別村診療所に勤務されています。

次に、新型コロナウイルス対応経済対策等の状況について御報告します。全町民を対象とした飲食店応援チケット事業につきましては、732世帯に、全3,000セットを販売し、1月31日をもって事業が終了しました。最終の利用状況は、額面総額1,500万円のうち1,490万8,000円で、利用率は99.4%となりました。次に、子育て応援チケット事業につきましては、対象児童913名、ひとり親家庭71世帯にチケットを配布し、1月31日をもって事業が終了しました。最終の利用状況は、額面総額1,126万円のうち1,117万円で、利用率は99.2%となりました。最後に、妊婦あんしん支援金につきましては、2月28日現在、36名の方から申請があり、支給総額は180万円となっています。

次に、子育て世代住宅建築費助成事業について御報告します。本町の定住人口の増加を図るため、子育て世代を対象とした本事業については、本年度の認定申請件数は、町外14件、町内8件の22件で、昨年度の認定分を含め、年度内に35棟の住宅が完成する見込みです。また、みどり野きた住まいるヴィレッジについては、本年度2棟が新築され、全体で9棟となり、現在、新たに2棟の建築が進められています。引き続き、町の移住定住、みどり野団地の販売促進の取り組みを進めてまいります。

最後に、南幌工業団地への企業進出について御報告します。現在、契約を進めている建設機械などのレンタル・リースを手がける北海産業株式会社に、レンタル・リース事業の拠点用地として、5万613.22平方メートルを分譲いたします。これにより、南幌工業団地の分譲及び賃貸率は97.3%となり、平成7年の分譲開始から25年を経て、ほぼ完売となりました。今後は、進出した企業に対する支援に努めてまいります。以上、一般行政報告とします。

議 長 以上で町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 令和3年度町政執行方針演説を行います。

- 町長。  
 (令和3年度町政執行方針演説をする。)  
 以上で、町政報告執行方針演説を終わります。  
 ここで、マイク等のアルコール消毒のため、10時30分まで休憩  
 いたしたいと思います。  
 (午前10時22分)  
 (午前10時30分)
- 議長  
 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
 ●日程5 令和3年度教育行政執行方針演説を行います。教育長。  
 (令和3年度教育行政執行方針演説をする。)  
 以上で、教育行政執行方針演説を終わります。  
 両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。  
 なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執  
 行行うことにいたしております。御承知願います。  
 ここで、11時10分まで休憩をいたしたいと思います。  
 (午前10時58分)  
 (午前11時10分)
- 議長  
 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
 ●日程6 議案第3号 財産の処分についてを議題といたします。  
 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
 町長  
 ただいま上程をいただきました議案第3号 財産の処分につきまし  
 ては、南幌工業団地工業用地の一部を分譲するため、本案を提案する  
 ものです。詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますの  
 で、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。  
 議長  
 内容の説明を求めます。まちづくり課長。  
 まちづくり課長  
 議案第3号 財産の処分について御説明申し上げます。次ページを  
 ごらんください。1 処分の目的 南幌工業団地工業用地分譲。2 処分す  
 る財産 別途配付しております南幌工業団地区画図をごらんいただき  
 たいと思います。赤い太枠の部分の2筆が分譲予定地で、所在地は、  
 空知郡南幌町759番地35、同じく36。地目は宅地。面積は2筆  
 合計して5万613.22平方メートルでございます。3 処分の方法、  
 随意契約によるものとし、本件につきましては、去る2月22日に仮  
 契約を行い、本議案議決後の3月12日、本契約の運びとなっております。  
 4 処分予定価格は1億4,700万円。5 契約の相手方は、建  
 設機械などのレンタル・リース業及び販売を行っております、苫小牧  
 市あけぼの町2丁目2番1号、北海産業株式会社。代表取締役社長伊  
 藤 光雄氏でございます。事業の予定は、事業の拡大に伴いユニット  
 ハウスのリース事業を行うこととなっております。  
 以上で、議案第3号の説明を終わります。  
 議長  
 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
 3番 熊木 恵子議員。  
 熊木議員  
 3番熊木です。先ほど町長の一般行政報告の中でも述べられていま

したけれども、レンタル・リースを手掛ける企業ということで、従業員数とかそれから地元の雇用とかがあるのかどうか、それを伺いたいと思います。

議長  
まちづくり課長

まちづくり課長。

今の御質問にお答えします。北海産業株式会社のレンタルハウスのリース事業部門につきましては、今のところ、そちらのほうにユニットハウスを置くという形で事務所と倉庫の設置を予定しております。その中で事務所に数名の従業員が配属されるということになります。今のところ、何名以上町内雇用が採用するという形は、まだ聞いてございません。将来的には町内の雇用も数名期待できるものと考えております。以上です。

議長  
熊木議員  
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

3番熊木です。今御答弁いただきまして、町のほうとしては、町内での雇用を求めるというのはもちろん伝えていていると思うんですけど、それにつながるようになってほしいなと思いますし、それから先ほど配布されている図面でいうと、残りわずかというところで、ちょうど大きいところ、759の35の上が小さく残っているんですけどもそれも一緒に購入とかという形にはならないのかどうか、その1点お願いします。

まちづくり課長  
(再答弁)

ただいまの御質問にお答えします。759の54ですね。こちらは1,000坪残ってございますが、その隣に済となっております、既に立地しておりますトクヤマ、こちらのほうが将来的には事業拡大ということで予約を入れている状態でございます。こちらにつきましては、759の35、36を今回の売買と合わせて販売ということでは進めてございません。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第3号 財産の処分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程7 議案第4号 工事請負契約について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会 高度無線環境整備工事、南幌町地区整備）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。



町 長 ただいま上程をいただきました議案第4号 工事請負契約につきましては、北海道公設光ファイバ整備推進協議会 高度無線環境整備工事 南幌町地区整備工事にあたり、過日、推進協議会において、見積合わせを執行したところです。

契約の内容につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 議案第4号 工事請負契約について御説明申し上げます。次ページをごらんください。1 契約の目的、北海道公設光ファイバ整備推進協議会 高度無線環境整備工事 南幌町地区整備、工事の主な内容につきましては、南幌町内全域に情報通信基盤の整備を進めるため、光ファイバの未整備地域に光ファイバ敷設工事を行うものです。2 契約の方法 随意契約によるものとし、本件につきましては、道内12市町で北海道公設光ファイバ整備推進協議会を設置し、本工事の共同契約及び共同調達にあたり、去る2月24日協議会において仮契約を行い、構成12市町において議決後の3月中旬、本契約の運びとなっております。3 契約金額2億7,390万円、うち消費税及び地方消費税の額2,490万円。4 契約の相手方 札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部長 阿部 隆氏。参考といたしまして、工期は契約締結日より令和3年3月31日までとしています。なお、後の3月下旬に協議会において工期変更契約を締結し、工期を令和4年3月31日までとする予定です。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第4号 工事請負契約について（北海道公設光ファイバ整備推進協議会 高度無線環境整備工事、南幌町地区整備）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程8 議案第5号から日程14 議案第11号までの7議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程8 議案第5号 令和2年度南幌町一般会計補正予算  
(第9号)

●日程9 議案第6号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会

- 日程10 議案第7号 計補正予算（第4号）  
令和2年度南幌町病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程11 議案第8号 令和2年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程12 議案第9号 令和2年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程13 議案第10号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程14 議案第11号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

以上、7議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第5号から議案第11号までの7議案につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに、議案第5号 令和2年度南幌町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳出では、誘客交流拠点施設整備事業費、強い農業づくり事業費の追加、役場庁舎改修事業費、職員給与費、下水道事業特別会計繰出金の減額、歳入では、町税、地方創生拠点整備交付金などの国庫支出金、南幌工業団地用地売却収入、誘客交流拠点整備事業債の追加、減債基金繰入金、備荒資金組合超過納付金還付金の減額、並びに事務事業の精査が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,015万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8,474万3,000円とするものです。

次に、議案第6号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出では、保険給付費の追加、歳入では、国庫支出金、道支出金の追加、一般会計繰入金、基金繰入金の減額が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,743万円とするものです。

次に、議案第7号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算（第5号）につきましては、入院収益、一般会計繰入金、並びに事務事業費の精査が主な理由です。

その結果、収益的収入では、既定予算から575万4,000円を減額し、7億3,225万3,000円とするものです。収益的支出では、既定予算から1,394万円を減額し、7億814万2,000円とするものです。

資本的収入では、既定予算から202万5,000円を減額し、1億3,065万6,000円とするものです。資本的支出では、既定予算から195万6,000円を減額し、1億4,457万円とする

ものです。

次に、議案第8号 令和2年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、江別市汚水処理に係る経費負担金、消費税額、南幌関連工事負担金の確定による減額。歳入では、一般会計繰入金、下水道整備事業債の減額、繰越金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,825万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,985万8,000円とするものです。

次に、議案第9号 令和2年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、施設管理に係る委託料の減額、歳入では、一般会計繰入金の減額、受益者負担金、繰越金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,656万1,000円とするものです。

次に、議案第10号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出では、保険給付費、地域支援事業費の減額、基金積立金の追加、歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金、並びに一般会計繰入金の減額が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,302万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,640万9,000円とするものです。

次に、議案第11号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加、歳入では、後期高齢者医療保険料の追加、一般会計繰入金の減額が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,371万4,000円とするものです。

議案第5号につきましては副町長が、議案第6号及び議案第11号につきましては住民課長が、議案第7号につきましては病院事務長が、議案第8号及び議案第9号につきましては都市整備課長が、議案第10号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第5号 令和2年度南幌町一般会計補正予算（第9号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。24ページをごらんください。1款議会費1項1目議会費、補正額350万円の減額です。議員辞職、議員期末手当支給率の改定等に伴い減額するものです。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額372万円の追加です。電

算機器管理運営経費で、子育て支援住宅等の使用料についてコンビニ収納に対応するため、システム改修に要する経費を追加するものです。ふるさと応援寄附事業で、ふるさと応援寄附額の増加に伴う関連経費を追加するものです。なお、2月20日現在の実績資料を資料として配付しておりますので、御参考としてごらんください。次ページにかけて地域おこし協力隊設置事業で、当初採用を予定していた協力隊員が採用に至らなかったため、関連経費の全額を減額するものです。

3目財産管理費、補正額3,192万6,000円の減額です。公用車管理経費で、実績によりマイクロバス運転業務委託料を減額するものです。財産管理経費で13節使用料及び賃借料で、実績により複写機使用量を減額するものです。次ページにまいります。

24節積立金で、減債基金積立金は南幌工業団地工業用地売払に伴う収入の一部を積み立てるもので、ふるさと応援基金積立金には寄附金の増加によるもので、それぞれ追加するものでございます。役場庁舎改修事業で、入札執行残等により精査するものです。

4目企画振興費、補正額8億2,575万5,000円の追加です。協働まちづくり推進事業で、実績による精査です。本年度の申請は2団体、2事業となっております。子育て世代住宅建築費助成事業で、交付見込み件数の増加に伴う追加です。本年度交付予定件数は35件となっております。誘客交流拠点施設整備事業では、地方創生拠点整備交付金の本申請を1月22日に行い、3月中旬以降に採択見込みとなっておりますが、交付金の申請にあたり応募予定の事業については各自治体における予算措置が要件の一つとなっていることから、今回追加するものでございます。なお、施設整備に係る実施設計、建築設備工事、備品購入、駐車場整備等の経費を公有財産購入費として計上し、追加補正額の全額を翌年度に繰越し、事業を実施するものでございます。

8目防災諸費、補正額134万2,000円の減額です。防災設備等整備事業で、庁舎防災倉庫設置工事の入札執行残等による精査でございます。次ページにまいります。

9目職員給与費、補正額2,730万円の減額です。職員給与費で、職員の退職などの異動を含め精査するものでございます。

12目特別定額給付金給付事業費、補正額824万円の減額です。次ページにかけて、特別定額給付金給付事業で給付事業事務費及び特別定額給付金の確定により精査するものです。給付実績につきましては、給付対象者が7,470人、給付者7,456人。給付率は99.8%となっております。

次に3項1目住民基本台帳費、補正額49万8,000円の追加です。戸籍住民経費で、地方税法等の一部改正に伴い国民年金システムを改修するものでございます。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額422万6,000円の減額です。社会福祉協議会運営補助事業で、206万7,0

00円の減額です。書記1名分の人件費及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった事業に対する補助の一部を減額するものでございます。次ページにまいります。

国民健康保険特別会計繰出金で215万9,000円の減額です。詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

2目障がい者福祉費、補正額1,399万5,000円の追加です。地域生活支援事業で、委託料の実績及び今後の見込額を含め減額するものです。障がい者福祉経費で、扶助費の実績及び今後の見込みを含め追加するものです。

3目老人福祉費、補正額676万4,000円の減額です。介護保険特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

4目重度心身障がい者福祉費、補正額300万円の減額です。重度心身障害者医療費助成経費で、扶助費の実績及び今後の見込みを含め減額するものです。

7目後期高齢者医療費、補正額681万3,000円の減額です。後期高齢者医療事業で、次ページにかけまして北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の確定に伴う減額です。後期高齢者医療特別会計繰出金は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額1,220万5,000円の減額です。児童福祉総務経費で、扶助費の実績及び今後の見込みを含め減額するものでございます。

3目保育所費、補正額578万6,000円の追加です。保育所等運営補助事業で、障がい児保育事業の精査に伴う運営費補助金の減額。保育所、認定こども園利用者の増加に伴う給付費の追加。一時預かり事業の実績及び今後の見込みを含め扶助費を減額するものでございます。なお、過年度返還金は、令和元年度道補助金確定に伴うものです。次ページにまいります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額9万5,000円の追加です。母子保健事業で、令和元年度国庫補助金確定に伴う過年度返還金の追加です。

2目予防費、補正額760万円の減額です。成人保健事業で、各種検診委託料の精査、感染症予防事業で高齢者PCR検査委託料をそれぞれ減額するものです。

3目環境衛生費、補正額88万7,000円の減額です。南空知葬斎組合負担金の確定によるものです。

4目病院費、補正額509万円の追加です。病院事業会計繰出金で、詳細は後ほど病院事業会計補正予算で説明いたします。

次に、2項1目じん芥処理費、補正額199万円の追加です。ごみ処理対策事業で、次ページにまいります。南空知公衆衛生組合及び道央廃棄物処理組合の負担金確定による精査です。

次に、3項1目上水道施設費、補正額74万7,000円の減額で

す。長幌上水道企業団に係る負担金及び出資金のそれぞれ確定によるものでございます。

次に、5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額1,665万円の追加です。農業振興経費で、強い農業づくり事業補助金として、国の補正予算による農業機械導入予定者3名分の補助金を追加するものです。なお、追加補正額全額を翌年度に繰越し事業を実施いたします。耕地利用高度化推進事業で、入札執行残による減額です。次ページまいります。

農業経営高度化促進事業で、本年度分の事業費の確定と国の補正分の追加をあわせ精査するもので、追加補正分1,010万円は、翌年度に繰り越し実施いたします。担い手育成対策事業で、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金で、農業機械導入予定者1名分の補助金を追加するものです。環境保全型農業直接支援対策事業で、事業費確定により補助金を減額するものです。

3目農地費、補正額166万3,000円の減額です。農業集落排水事業特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

4目機場施設管理費、補正額994万7,000円の減額です。機場施設管理事業で、稼働日数の減及び入札執行残により減額するものです。

次に、6款商工費1項1目商工振興費、補正額222万6,000円の減額です。中小企業資金利子補給事業で、中小企業総合振興資金及び中小企業等経営支援金、それぞれの確定により減額するものでございます。次ページにまいります。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額166万5,000円の減額です。町道管理経費で、入札執行残及び事業費確定によるものです。

次に、3項3目公共下水道費、補正額1,523万5,000円の減額です。下水道事業特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

次に、4項1目住宅管理費、補正額136万4,000円の減額です。町公営住宅管理事業で、栄町公営住宅改修工事の入札執行残によるものでございます。次ページにまいります。

8款消防費1項1目消防費、補正額680万1,000円の減額です。南空知消防組合負担金事業を減額するもので、内容につきましては、消防費に関する明細書で説明いたします。

49ページをごらんください。歳入で消防費、補正額89万4,000円の減額です。国庫補助金及び地方債の減額は、それぞれ財源充当の変更を行うもので、繰越金は令和元年度決算に伴うものでございます。次ページにまいります。

歳出で消防費、補正額245万8,000円の減額です。消防組合本部運営助成事業で40万4,000円の減額。消防支署運営事業で205万4,000円の減額です。それぞれ事業費の精査によるもの

でございます。

36ページにお戻りください。下段です。9款教育費1項3目教育振興費、補正額1,007万2,000円の減額です。学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業で、13節使用料及び賃借料は児童生徒用Wi-Fiルータ借上料の減額、17節備品購入費で学校情報通信ネットワーク整備に係る備品等購入に係る入札執行残により減額するものです。次ページにまいります。

2項1目学校管理費、補正額100万円の追加です。小学校学校管理運営費で、学校における新型コロナウイルス感染症対策として、国の補正予算による補助金を充当し、消耗品及び備品の購入に要する経費、教職員を対象に情報端末を活用した遠隔授業の研修委託料を追加するものです。追加補正額全額を翌年度に繰り越し、事業を実施いたします。

次に、3項1目学校管理費、補正額100万円の追加です。中学校学校運営費においても、小学校と同様に感染対策事業を実施するもので、翌年度に繰り越し実施するものでございます。次ページにまいります。

10款公債費1項1目元金、補正額55万1,000円の追加です。地方債元金償還費の確定によるものです。

2目利子、補正額247万4,000円の減額です。地方債利子償還費の確定によるものでございます。

次に、歳入の説明を行います。16ページをごらんください。1款町税1項1目個人、補正額2,094万5,000円の追加です。

2目法人、補正額371万4,000円の追加です。

4項1目町たばこ税、補正額299万5,000円の追加です。それぞれ、現年課税分の収納見込みにより追加するものです。

次に、7款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額686万2,000円の減額です。確定によるものです。次ページにまいります。

13款分担金及び負担金2項1目民生費負担金、補正額99万8,000円の追加です。老人保護措置費用徴収金の確定によるものです。15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額2,513万円の追加です。それぞれ事業の確定により精査するものでございます。

次に、2項1目総務費国庫補助金、補正額3億2,720万7,000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金で、役場庁舎改修に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、特別定額給付金給付事業費補助金、事務費補助金はそれぞれ事業の確定によるものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国庫補助事業の地方負担分に対し第3次配分として交付されるものでございます。次ページにまいります。

地方創生拠点整備交付金、補正額4億1,007万5,000円は、歳出で説明いたしました誘客交流拠点施設整備事業に係る補助金で、

拠点整備交付金については3月中旬以降に採択される見込みでございます。なお、追加補正額全額を翌年度に繰越し、特定財源として充当するものでございます。

4目土木費国庫補助金、補正額1,315万4,000円の減額です。それぞれ事業費の確定などにより精査するものです。

5目教育費国庫補助金、補正額80万円の追加です。学校保健対策事業費で、小中学校における新型コロナウイルス感染対策、感染症対策に係る補助金で、追加補正額全額を翌年度に繰越し、特定財源として充当するものです。

次に、3項2目民生費委託金、補正額49万8,000円の追加です。国民年金事務費交付金としてシステム改修に係る交付金です。

16款道負担金1項1目民生費道負担金、補正額1,135万円の追加です。次ページにかけまして、それぞれ事業費の確定などにより精査するものです。

次に、2項1目総務費道補助金、補正額547万8,000円の追加です。2目民生費道補助金、補正額240万円の減額です。

4目農林水産業費道補助金、補正額1,857万2,000円の追加です。

6目商工費道補助金、補正額90万円の追加です。それぞれ事業費の確定などにより精査するものです。次ページにまいります。

17款財産収入1項1目財産貸付収入、補正額109万円の減額です。土地貸付料で、南幌工業団地事業用定期借地契約の解約に伴うものです。

次に、2項1目不動産売払収入、補正額1億4,721万円の追加です。土地建物売払収入で、稲穂3丁目の町有地52.5平方メートルを個人の方へ。南幌工業団地工業用地5万613.22平方メートルを北海産業株式会社へ。千歳川右騎士江別太上流築堤工事に伴い、町有地49.59平方メートルを国へ、それぞれ売却したものでございます。

次に、18款寄附金1項1目ふるさと応援寄附金、補正額2,000万円の追加です。ふるさと応援寄附金額の増加によるもので、本年度の寄附額は1億1,000万円を見込んでおります。次ページにまいります。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額6,501万5,000円の減額です。

2目減債基金繰入金、補正額1億円の減額。それぞれ財源調整を行うものです。これにより、令和2年度末基金残高は、財政調整基金7億9,961万円。減債基金2億7,944万8,000円の見込みとなります。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額110万円の減額です。歳入歳出予算の充当事業費の確定により精査するものです。これにより令和2年度末基金残高は1億3,620万1,000円の見込みとなり



ます。

2 1 款諸収入 4 項 2 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、補正額 1 4 7 万 5, 0 0 0 円の追加です。事業費の確定により精査するものです。

次に、5 項 3 目農林水産業収入、補正額 3 5 3 万 9, 0 0 0 円の追加です。それぞれ事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

5 目雑入、補正額 8, 2 6 3 万 7, 0 0 0 円の減額です。当初財源調整として計上していた備考式組合超過納付金について、取り崩しを行わないこととしたことと、令和元年度子どものための教育・保育給付費国庫、道負担金の精算などによるものでございます。

2 2 款町債 1 項 1 目総務債、補正額 4 億 9 7 0 万円の追加です。1 節公共施設改修事業費から 3 節高度無線環境整備推進事業債は、事業費などの確定により精査するものです。4 節企画振興事業債は、誘客交流拠点施設整備事業に係るもので、追加補正額全額を翌年度に繰り越し特定財源として充当するものでございます。

2 目衛生債、補正額 8 7 0 万円の追加です。次ページにまいります。

3 目公営企業債、補正額 2 0 万円の減額です。

4 目農林水産業債、補正額 2 3 0 万円の追加です。

5 目土木債、補正額 4 3 0 万円の減額です。

6 目消防費、補正額 1, 2 2 0 万円の減額です。

8 目教育債、補正額 3 0 0 万円の減額です。いずれも、事業費の確定により精査するものです。

9 目、減収補填債、補正額 8 0 0 万円の追加です。皆増です。新型コロナウイルス感染症の影響により減収した町税や地方消費税交付金などの補てん措置として発行される特別地方債でございます。

以上、歳入歳出それぞれ 7 億 1, 0 1 5 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 9 5 億 8, 4 7 4 万 3, 0 0 0 円とするものです。

次に繰越明許費の説明を行います。7 ページをごらんください。第 2 表繰越明許費、歳出で説明いたしました誘客交流拠点施設整備事業について、翌年度に繰越し事業を実施するものです。高度無線環境整備推進事業は、本年度 9 月の第 6 号補正予算で追加補正しました光ファイバ整備工事及び事業負担金について年度内の工事完了が見込めないため、翌年度に繰越し、事業を実施するものです。歳出で説明いたしました強い農業づくり事業、農業経営高度化推進事業、小学校・中学校学校運営事業について、いずれも翌年度に繰り越し、事業を実施するものでございます。次ページにまいります。

第 3 表債務負担行為補正の説明を行います。変更です。役場庁舎電話交換機譲渡契約、中小企業総合振興資金利子補給、中小企業等経営資金利子補給について、変更前の期間及び限度額を変更後の期間及び限度額にそれぞれ改めるものでございます。事業費の確定によるものでございます。次ページにまいります。

第4表 地方債補正の説明を行います。追加です。誘客交流拠点施設整備事業、減収補填債の2件を追加するものです。それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。次ページにまいります。変更です。役場庁舎改修事業から、次ページ高度無線環境整備推進事業までの14事業につきまして、事業費の確定により限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。次ページにまいります。廃止です。南幌支庁庁舎改修事業については、充当財源の変更により廃止するものでございます。以上で、議案第5号の説明を終わります。

議長

ここで、1時まで休憩をしたいと思います。

(午前11時53分)

(午後1時00分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前に引き続き、補正予算の説明を行います。

住民課長。

住民課長

それでは、議案第6号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の説明を申し上げます。はじめに、歳出の説明をします。9ページをごらんください。1款総務費1項1目一般管理費、補正額56万円の減額です。国保業務システム改修委託料の改修内容等の精査により減額するものです。

続きまして、2款保険給付費1項1目療養諸費 補正額100万円の追加です。療養費負担金100万円の追加、本年度における医療費の実績見込みにより追加するものです。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金1項1目医療給付費分につきましては、歳入の一般会計繰入金の補正に伴う財源内訳の補正です。次ページにまいります。

6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費及び次の9款諸支出金1項1目保険税等還付金につきましては、歳入の保険給付費等交付金及び特定健康診査等負担金の補正に伴う財源内訳の補正です。

続きまして、2項1目直診施設勘定繰出金、補正額7万5,000円の追加です。病院事業会計繰出金7万5,000円の追加。医療機器購入に係る保険給付費等交付金の確定に伴い、繰出金を追加するものです。

次に、歳入の説明をします。7ページをごらんください。3款国庫支出金1項1目災害臨時特例補助金 補正額239万1,000円の追加です。この補助金は、新型コロナウイルス感染症に係る現年度分の国民健康保険税減免額に対する補助金で、補助額の確定により追加するものです。

続きまして、2目国保業務システム改修補助金、補正額9,000円の減額です。国保業務システム改修に係る補助金の確定に伴い減額するものです。

続きまして、4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額3

16万4,000円の追加です。1節保険給付費等交付金（普通交付金）100万円の追加、保険給付費の増加に伴い追加するものです。2節保険給付費等交付金（特別交付金）216万4,000円の追加。内訳としまして、特別調整交付金分246万6,000円の追加、特定健康診査等負担金30万2,000円の減額。いずれも確定によるものです。

続きまして、6款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額215万9,000円の減額です。国民健康保険基盤安定繰入金183万3,000円の減額、保険税軽減分に係る国・道・町の公費財政支援額の確定によるものです。

次の国民健康保険財政安定化支援事業繰入金22万4,000円の追加。地方交付税措置額の確定によるものです。

次の国民健康保険事務費繰入金55万円の減額。事務費の精査により減額するものです。次ページにまいります。

2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額293万7,000円の減額です。財源調整を行うものです。

続きまして、8款諸収入2項5目特定健康診査等負担金、補正額6万5,000円の追加です。令和元年度分の精算により追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ51万5,000円を追加し、補正後の総額を10億2,743万円とするものです。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

病院事務長。

それでは、令和2年度南幌町病院事業会計補正予算（第5号）の説明をいたします。5ページをごらんください。

初めに収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。1款病院事業収益1項1目入院収益、補正額2,620万7,000円の減額で、1節入院収益、入院患者の減少により減額するものでございます。

2目外来収益、補正額961万8,000円の減額で、1節外来収益、外来患者数の減少による減額でございます。

3目その他医業収益、補正額296万9,000円の減額で、1節医業相談収益、高齢者PCR検査の減により520万円の減。2節その他医業収益では、小児救急医療提供病院交付金決定により223万1,000円の追加でございます。

2項3目他会計負担金、補正額5,000円の減額で、1節一般会計負担金の企業債償還利息の確定により減額するものでございます。

4目他会計繰入金、補正額286万4,000円の追加で、追加の主なものは、1節一般会計繰入金で、特別交付税の確定により363万4,000円の追加、また、普通交付税では、交付税確定により77万円の減となっております。

5目その他医業外収益、500万円の増額でございます。1節その他医業外収益の寄付金で、町民の方より訪問診療等に活用してほしい

議 長  
病院事務長

とのことで、町立病院に対し御寄付を頂いたものでございます。

7目補助金、2,518万1,000円の追加で、1節道補助金では、地域医療介護総合確保基金理学療法士等確保事業補助金として192万5,000円の追加、2節国庫補助金では、2,325万6,000円の追加で、病床機能再編支援補助金として、今年度20床の病床削減を行った病床分に対して支援給付金が支給となったものでございます。次ページへまいります。

続きまして支出について御説明いたします。1款病院事業費用1項1目給与費、補正額488万2,000円の減額です。1節給料では、82万7,000円の追加。2節職員手当等では120万9,000円の減額。3節報酬では100万円の減額。4節法定福利費では300万円の減額。5節退職給付費では50万円の減額で、いずれも職員給料及び手当等の実績精査によるものでございます。

2目材料費、補正額312万1,000円の減額で、入院患者減少により1節薬品費を減額するものでございます。

3目経費、補正額597万9,000円の減額でございます。減額の主なものは、18節手数料105万7,000円の減で、CT等画像診断読影数減少による減額でございます。20節委託料では、人工呼吸器保守、病院管理委託、診療等業務委託等の委託業務に係る入札の執行残により492万2,000円の減額でございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額15万8,000円の減額でございます。1節企業債利息では償還利息の確定により8,000円の減、2節一時借入金利息では、借入実体がないため15万円の減額。2項3目雑損失では1節雑損失消費税納税分として20万円の追加でインフルエンザ予防接種料がふえたため、この消費税分を追加するものです。

次に、資本的収入及び支出の収入から説明いたします。1款資本的収入2項1目繰入金、7万5,000円の追加でございます。1節国保会計繰入金では医療機器購入に伴う補助金の基準額改定により追加するものでございます。

3項1目企業債、210万円の減額、1節企業債では医療機器購入事業債の確定により減額するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。1款資本的支出1項1目固定資産購入費、補正額195万6,000円の減額でございます。1節器械及び備品購入費では、医事システム、電子カルテシステム、内視鏡用炭酸ガス装置等購入時の入札による執行残を減額するものでございます。1ページにお戻りください。

第2条、(1)業務の予定量 一般病棟数26床に34床を追加し60床に。療養病床数54床を全床減少させ0床に。(2)年間延べ患者数入院を3,770人減少させ1万2,045人に、外来を3,299人減少させ1万2,636人に、(3)1日平均患者数 入院を10人減少させ33人に、外来を13人減少させ52人に改めるものです。

第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を7億3,225万3,000円、病院事業費用の総額を7億814万2,000円に改めるものでございます。次ページにまいります。

第4条 資本的収入及び支出の資本的収入の総額を1億3,065万6,000円に。資本的支出の総額を1億4,457万円に改めるものでございます。この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1,391万4,000円については、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に、第5条 医療機器購入事業の起債限度額210万円減額し、500万円に改めるものでございます。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を488万2,000円減額し、4億3,600万9,000円に改めるものでございます。

次に、第7条 たな卸資産の購入限度額を3,400万5,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

都市整備課長。

それでは議案第8号 令和2年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

初めに歳出から説明いたします。10ページをごらんください。1款下水道事業費、1項2目管理費、補正額749万3,000円の減額です。12節委託料は、汚水処理にかかわる施設管理及び公営企業会計移行業務の精査によるものです。18節負担金補助及び交付金は、江別市汚水処理に係る維持管理負担金の精査による減額並びに江別市起債償還負担金の額の確定による追加です。26節公課費は消費税額の確定によるものです。

3目建設費補正額1,076万5,000円の減額です。14節工事請負費は、新たな公共柵の設置がなかったことによる減額です。18節負担金補助及び交付金は、江別市南幌関連工事負担金の確定による減額です。

次ページ。2款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

続きまして歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

1款 分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金、補正額16万9,000円の追加です。1節受益者負担金は、新たに1件の下水道の接続があったことによる追加です。2節管理費負担金は、道住宅供給公社からの江別市公共下水道事業に対しましての工事負担金にかかる起債償還費の額の確定によるものです。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額1,523万5,000円の減額です。歳出の精査及び歳入では、負担金、繰越金、町債の確定により減額するものです。

4款繰越金1項1目繰越金、補正額730万8,000円の追加です。令和元年度事業会計の繰越金の確定によるものです。

次ページ。6款町債1項1目下水道事業債、補正額1,050万円の減額です。1節下水道整備事業債は、江別市南幌関連工事負担金が確定したことから減額するものです。2節公営企業会計適用債は、公営企業会計移行業務の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ、1,825万8,000円を減額し、補正後の総額を1億9,985万5,000円とするものです。

次に5ページをごらんください。第2表 地方債補正の説明を行います。歳出で説明しました江別市南幌関連負担事業並びに公営企業会計移行業務の額が確定したことによる限度額の変更です。起債の目的、江別市南幌関連負担事業、補正前の限度額2,770万円を補正後の限度額1,740万円とし1,030万円減額、並びに公営企業会計適用債、補正前の限度額220万円を、補正後の限度額200万円とし、20万円減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

続きまして、12ページをごらんください。地方債に関する調書につきましては、南幌公共下水道事業に対します地方債の現在高見込額を、今回の補正額にあわせて変更するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第9号 令和2年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

初めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。1款農業集落排水事業費、1項1目管理費補正額39万2,000円の減額です。12節委託料は、施設の維持管理業務及び公営企業会計移行業務の精査によるものです。

2款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。1款負担金及び負担金1項1目農業集落排水事業分担金、補正額34万2,000円の追加です。新たに1件の下水道の接続があったことによる受益者分担金の追加です。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金 補正額166万3,000円の減額です。歳出の精査、及び歳入では、分担金、繰越金、町債の確定により減額するものです。

4款繰越金1項1目繰越金、補正額102万9,000円の追加です。令和元年度事業会計の繰越金の確定によるものです。

6款町債1項1目下水道事業債、10万円の減額です。公営企業会計適用債の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ、39万2,000円を減額し、補正後の総額を1,656万1,000円とするものです。

議 長  
保健福祉課長

続きまして5ページをごらんください。第2表 地方債補正の説明を行います。変更です。歳出で説明しました、公営企業会計移行業務の額が確定したことによる限度額の変更です。起債の目的 公営企業会計適用債、補正前の限度額160万円を、補正後の限度額150万円とし、10万円減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

続きまして、10ページをごらんください。地方債に関する調書につきましては、農業集落排水事業に対します地方債の現在高見込額を、今回の補正額にあわせて変更するものです。

以上で、議案第9号の説明をおわります。  
保健福祉課長。

それでは、議案第10号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。11ページをごらんください。2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、補正額1,200万円の追加でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正額700万円の減額でございます。

5目施設介護サービス給付費、補正額4,900万円の減額でございます。

9目居宅介護サービス計画給付費、補正額100万円の追加でございます。12ページにまいります。

2項1目介護予防サービス給付費、補正額700万円の減額でございます。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額329万9,000円の減額でございます。

続いて、3目一般介護予防事業費、補正額113万円の減額でございます。12節運動指導業務で113万円の減額。以上、保険給付費の補正につきましては利用実績の精査。地域支援事業費の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症予防に伴う事業の休止等による精査でございます。13ページにまいります。

2項6目任意事業費、補正額22万円の追加でございます。認知症高齢者の位置情報を確認するGPS端末器のFOMA版が終了することに伴い機器の更新と配食サービスの利用増加に伴うものでございます。

5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額118万4,000円の追加でございます。財源調整に伴い追加するものでございます。

6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金。財源内訳の変更です。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。1款介護保険料1項1目第1号被保険者保険料、補正額25万2,000円

の減額でございます。新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免の  
よるものです。

2 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金、補正額 1, 6 8 1 万 6,  
0 0 0 円の減額でございます。

次に 2 項 1 目調整交付金、補正額 3 3 5 万円の減額でございます

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正  
額 8 0 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。

3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業総合事業以  
外）補正額 8 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。8 ページにまいり  
ます。

7 目介護保険災害等臨時特例補助金、補正額 1 6 万 4, 0 0 0 円の  
追加でございます。新型コロナウイルスに係る保険料減免に対する  
補助でございます。

3 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金、補正額 1, 3 4 9  
万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

2 目地域支援事業交付金、補正額 1 0 8 万 6, 0 0 0 円の減額でご  
ざいます。

4 款道支出金 1 項 1 目介護給付費負担金補正額 1, 0 3 1 万 1, 0  
0 0 円の減額でございます。9 ページにまいります。

2 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）  
補正額 4 4 万円の減額でございます。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）  
補正額 4 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。

6 款繰入金 1 項 1 目介護給付費繰入金、補正額 6 2 5 万 3, 0 0 0  
円の減額でございます。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）補正  
額 5 5 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、  
補正額 4 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。

歳入の補正の主な理由につきましては、歳出で説明しました保険給  
付費や地域支援事業の精査によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ 5, 3 0 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、補正  
後の総額を 7 億 9, 6 4 0 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

以上で、議案第 1 0 号の説明を終わります。

住民課長。

それでは、議案第 1 1 号 令和 2 年度南幌町後期高齢者医療特別会  
計補正予算（第 2 号）の説明を申し上げます。

初めに歳出の説明をします。8 ページをごらんください。2 款後期  
高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、  
補正額 5 4 3 万 6, 0 0 0 円の追加です。内訳としまして、事務費負  
担金 5 5 万 2, 0 0 0 円の減額。令和 2 年度負担金の確定によるもの  
です。次に、保険料等負担金 6 1 1 万 7, 0 0 0 円の追加、令和 2 年

議 長  
住民課長



度の保険料収納見込によるものでございます。

次に保険基盤安定負担金12万9,000円の減額、令和2年度負担金の確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をします。7ページをごらんください。○1款後期高齢者医療保険料1項1目後期高齢者医療保険料、補正額611万7,000円の追加です。1節現年度分611万7,000円の追加、令和2年度の収納見込みによるものでございます。

続きまして、3款繰入金1項1目事務費繰入金、補正額55万2,000円の減額です。事務費の確定により減額するものです。

次に、2目保険基盤安定繰入金、補正額12万9,000円の減額です。保険基盤安定負担金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ543万6,000円を追加し、補正後の総額を1億1,371万4,000円とするものです。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第5号 令和2年度南幌町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

3番、熊木 恵子議員。

熊木議員

3番熊木です。この補正予算に対して質問いたします。2点あります。1点目は26ページの誘客交流拠点施設整備事業、この8億2,315万円、これが誘客交流施設関連では、9ページの地方債、それから18ページの国庫負担金ということで出されています。私は、3月8日に、この誘客交流拠点施設について質問を予定しています。今までも、この事業に対しては質問をしてきました。それで、やっぱり先ほどの町長の執行方針の中にもありましたけれども、やっぱり今、コロナ禍の中で本当に大変な状況を、町の財政とかいろんなところも踏まえながらやっているという中で、私は一貫して、これに対しては反対というふうな立場でいるんですけども。やっぱり住民の合意というのを、まだきちっと取られていないのではないかと思います。コロナが、ちょうど去年の3月のこの予算、議会の中でもエリアマネジメントとかそういうものに対して、私は反対したんですけども、その時でも、1年経ってもコロナが収束していないという状況が来るといのはなかなか予想がその時はできませんでした。今、室内に密を避けるということで、いろんなところで室内に籠るということも避けている中で、正にこの事業は室内に誘客するということで、今の時点でもこのまま進めるということが正しくないのではないかなと、私は個人的に思います。それから去年の2月に議会報告懇談会の中でも、この事業のことがよくわからないということとか、町がやっぱり高齢化がどんどん進んで行く中で新たにこういう建物が必要なのかというような意見が出されました。その後、町長の懇談会とかいろんなものをすべきだということも提案しましたがけれども、コロナがあって、な

かなかそれができないまま来て、今、大崎町長は昨年10月に当選された時にも、町民の意見をよく聞くということを政策に掲げて、当選後の会見でもそういうふうにおっしゃっていました。ですから、やっぱり今私は、この予算計上しているけれども、1回ストップして、もっと合意を得られるように努力をすべきではないかなと思うので、その辺でちょっと見解を伺いたいと思います。それが1点です。

それからもう一つは、35ページの土木費のところなんですけれども、町道管理経費の中で工事請負費の2つ目のところで稲穂団地歩道改修工事というのがあります。これは以前にも説明されて、入札によって余ったというか、その37万円ということだと思うんですけれども、先日もある住民の方から、あの地域の歩道のところは、そういう形態で作られているものだから、なぜその工事がされたのかということに疑問を持っている方がいらっしゃいました。それで、前に説明があった時に、どういうところからそういう声があってその工事に進んだのかということも出されたと思うんですけれども、その辺の経緯をちょっと伺いたいのと、このように書くと37万円だけで減額ということで、実際には稲穂団地歩道改修工事はいくらで、結果的にはいくらかかったのかというところを、私は補正予算書、そういう中に明記すべきだと思うんですよね。今までもいろんな工事のことが、入札で入札残があってということは、その金額だけ出されるんですけれども、やはりきちっとこう分かるように、住民から聞かれたときもすぐ答えられるというかね、そういう意味からも、やはりそういうような形でされるほうがいいのではないかなと思うんですけれども、そこについても、ちょっと考えを伺います。2点です。

議 長  
町 長

町長。

初めに、誘客施設につきましては、平成30年3月に北広島市でのボールパーク構想が決定をしまして、そこで新たな人の流れや町の活性化、それらを目的に、町においても本町への誘客につなげる機会ということで、職員レベルによるボールパーク構想に伴う検討会を平成30年5月に立ち上げました。その後、町の構想などについては、広報などを通じて町民の皆様に情報提供を行うとともに、議会とも全員協議会、議員懇談会などで議論を深めてまいりました。そして、議会では、昨年の2月の全員協議会で誘客交流施設の整備の是非を問う記名投票が行われ、賛成多数で決し、その結果については、議長より前町長に報告がございました。そのことを受けて前町長は、昨年の第1回定例会におきまして執行方針の中でも施設整備を掲げ、そして基本設計委託料1,523万円を計上させていただきまして、それにつきましても賛成多数で承認をいただきました。そのことを経まして、令和2年度は施設整備に向けた基本設計業務を今月までに終える予定でございまして、また、施設整備や運営などにつきましては広報による情報提供、そして町民とのヒアリング、アンケート調査、シンポジウムなどを行いながら町民への理解を深めているところでございます。

議長  
都市整備課長

また、コロナ禍の中で施設を行うということで御心配をいただいておりますけれども、当然、新スタイル、そして施設の内外につきましても、感染対策を徹底しまして安心して御利用いただけるように、明年5月のオープンを目指してまいりたいというふうに考えております。

都市整備課長。

熊木議員の2点目の質問にお答えいたします。稲穂団地の歩道改修工事についてですけれども、稲穂団地の幹線の歩道につきましては、現況がインターロッキングでございました。長年の経過によりいわゆるでこぼこが激しい状態であったために、一部地元の住民からも改修の要望が出されたことから、本年度改修を予定して予算を計上したところなんですけれども、今後の補修のことを考えますとアスファルト舗装のほうが補修をしやすいということで、アスファルト舗装での改修を予定しておりました。その旨、稲穂団地の住民の代表の方に説明会を行ったところ、多くの方からアスファルト塗装には反対だと。改修するのであれば、予算の範囲内で構わないのでインターロッキングでの補修を希望するというお話がございました。そこで、内部で検討をいたしまして、全面インターロッキング改修でしますと、当初予算に不足するものですから、必要な範囲内の幅員でインターロッキングの改修を検討しました。歩道の幅員全部ではないんですけれども、必要な幅員全線の改修を行うことができるというふうに設計をいたしまして、その旨、住民の代表の方に説明を行い、住民の了承を得て、結果的には現況と同じインターロッキングでの補修を全線行うことができたわけでありまして、なお、当初予算は2,600万円の予算でございまして、入札執行により2,563万円が契約金額でございまして、入札率は98.5%というふうになってございます。補正の説明では入札執行残としか説明をしてはいないんですけれども、地元のほうにはその都度協議を行い、了承を得て工事を進めているというところでございます。以上です。

議長  
副町長

副町長。

最後の予算書への記載の件でございまして、今、なかなか基本的には法令に沿った部分の中での記載をさせていただいております。その辺でいくら工事費がかかった、予算があって比較というのはなかなか補正予算書のほうに記載していくのは難しいです。ただ、当初予算の中で、予算を組んだときの予算書と比較していただければ、当初予算がいくらであって、減額がいくらということで項目は必ず一致しておりますので、そこで比較していただくという形になるかと思っておりますので、予算書への記載のほうは難しいと思って考えておりますので、そのようなことで御理解いただければと思います。

議長  
熊木議員  
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

3番熊木です。先に稲穂団地の今答弁あった、そっちのほうから質問します。今説明いただいて、最後に副町長がお話ししたその予算、記載が難しいというのは、付け合わせていろいろ見ていくと出てくる

んですけれども、やはり一遍に補正で余った分が出るときに、やっぱり、もともとはいくらの入札率でというのがわかるほうがいいのではないかと思うんですけど、それがそういう記載の仕方はできないということで理解してよろしいですか。それが1点です。

それからもう1点。今説明がありました。アスファルトに対して、多くの町民説明会の中で反対したとなんですけれども、そもそもそのインターロッキングからそれを直していくというときに、どれぐらいの意見があって、その声を聞いてそういうことをやっていったのかということがやっぱり問題になると思うんですよね。だから、それが住民説明会というか、例えばインターロッキングのところが傷んできているので、これについてどうしたらいいのかというような懇談会なりそういうものを丁寧にやってこられれば、そこでどっちが一部の意見なのか分からないですけども、こういうようなことにはならなかったのではないかと思うので、その辺を、今進んでやっていることですけども、今後の教訓としてそういうことを地元の住民と話し合う機会をきちっと持っていくということは今、できているのかどうか、それを1点伺います。

それから続けてやったほうがいいですよ。誘客交流施設についてです。ただいま町長から答弁がありました。それで、いや私最初の出だしのところで、職員による若手職員による検討会というか、そういう戦略チームというか、そういう中で、いろいろどんなことが南幌町を活性化するのにいいのかという意見がたくさん出された中で、こういう案が出たということは前町長に質問したときにお聞きしました。それはその時、やっぱりそういうような前向きに検討しているという意見があるということはすごくいいことだなと思いました。しかし、子どもを持つお母さんとか、それから若い世代の方、私がアンケートとかいろんな形をやったらいいのではないかという提案をして、そういう形にもなったかと思うんですけども、その時にやっぱり高齢者とか、いろんな人方の意見をきちっと聞くという姿勢が私は弱かったのではないかなと思うんですよね。ですから、先ほど町長も言いましたけれども、先日のシンポジウムとかそういう中で説明をしたときに、やっぱりその中で反対の意見を勇気を持って言った方がおられました。なかなか今、建設に向かってどんどん進められている中で、本当にこの内容が分からないとか、自分はそこを使うかどうか全く分からないとか、いろんなそのお金のことで、すごくこれからもお金が維持費にかかっていくのだったらそんなものはいらぬのではないかというような意見を持っている方が、なかなか意見を出せないという状況にあるのではないかと思います。ですから、最初の時点からきちっと公平にいろんな人の意見を聞いて、私、前の三好町長のときにも質問の中で言ったんですけども、やっぱりたくさん意見を聞いた中で、賛成が多かったらそれはもう大威張りですね、やれるのではないですかと話しました。だからそういう意味からも、やっぱり今、コロナ禍で

密になることを避けられないとか、そういう中でやっぱり今、進めていくということにはならないのではないかと私は思うんです。それから、私自身もそういう新しいそういうものができたことによって遊びに行く子とか、いろいろ話題性にはなると思います。だけれども、地方交付税を大きな財源として運営しているこの南幌町、今はコロナで国のほうも疲弊していて、これから地方交付税がどんどん下がっていくのではないかとという予想がされます。そういう中で、今は、建てたら若い人方も喜んで使うかもしれません。だけれども、その維持費とかいろいろな負の遺産というか、そういうものを若い世代に本当に被せていくとことが、私は、やっぱりそれには反対だなんていうふうに本当に思います。ですから、そういうことを考えて。先ほど町長は、去年の2月に議会で記名投票をして、反対が2、賛成7という形になりました。その時はそういう形で、国に対しても要望するというような形で進められていったんですけれども、その後のコロナのいろんなことがあったときに、5月か6月だったと思うんですけれども議員懇談会の中で、本当に今これが大丈夫なのかという話になったときに、私以外の他の議員からもやっぱりちょっと慎重に考えるべきではないかといった意見もその時は出されました。その後、また賛成が多数で進められてはいるんですけども、町民の中にいまだなお、いや町長はおそらく広報でも何回も流しているし、先日のシンポジウムもやっているという形でおっしゃると思うんですけども、それでもなお内容が分からないとか、自分たちの声をもっと聞いてほしいとか、そういうような考えを持っている人がいるということで、やっぱりその少数の意見を少数だから無視するのではなくて、やっぱりきちっと聞くという姿勢が私はどうしても必要だと思うんですけれども、そこで考えをもしあれば伺いたいと思います。

議 長  
副 町 長  
(再答弁)

副町長。

最初の予算書の記載の関係でございますが、まずごらんいただくように非常に限られたスペースしかないという部分で、入札執行に関しましては工事だけではございません。入札、見積もり合わせ全て委託などかなりのボリュームになりますので、なかなかそうなることをここに記載していくというのは不可能だと考えておりますので、現状の中で比較していただくと、当初予算と必ず項目については一緒になっておりますので、その部分で比較して検討いただくという形で御理解をいただければと思います。以上です。

議 長  
都市整備課長  
(再答弁)

都市整備課長。

稲穂団地の舗装改修についてですけれども、インターロッキングの補修の要望というのは、かなり以前からございましたけれども、数はそんなに多くはございませんでした。ただ、そういった要望があった場合には、私たちは必ず現地を確認するんですけども、インターロッキングの補修というのは悪くなったところだけを改修するということはなかなか難しく、前後広い範囲の中で補修をしなければならない

ということで、ずっと財源の問題もありずっと先送りになってきて、ようやく令和2年度で補修の予算を付けて改修しようとしたところでございます。また、補修については、我々、地域の方に説明会ということも行っておりません。現況のままの補修というふうに考えているものですから、そういったことについて説明会等はこれまでも行っておりませんでした。ただ、今回の稲穂団地の件につきましては、現況はインターロッキングをアスファルト舗装に変えると、だから大きく形態が変わるということを考えますと、説明会等を開くべきだったのかなというふうにはちょっと思っているところもありますので、今後につきましてはその補修の形態によりますけども、工事の内容については地域の方には丁寧に説明をしていくように考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木さんのほうから、誘客施設の建設にあたっては、最初から聞く姿勢が弱かったのではないかと、公平に意見を聞くべきではなかったのではないかとというようなお話をいただきましたけれど、町としては最初から聞く姿勢を持っておりましてし、また情報発信をしておりましたし、その辺は公平に、別に意図的に何かをしてきたわけでもございません。あくまでも町としてという形で進めてまいりました。それと若い世代に負を残すということを言われましたけども、私は、逆に希望を残すのではないかなと、希望を与えるのではないかなということで、ぜひ進めるべきではないかということで、今まで議会とも議論を深めてまいりました。それと自分たちの声をもっと聞いて欲しい方がいらっしゃるといこと、私も町としても町民の意見は一貫して聞く考えでおりますので、その辺は引き続き広く町民から声を聞いてまいりたいと思っております。今後、基本設計が終わって、また実施設計に進む段階において適時、施設の運用またはあり方については町民のほうに情報提供して意見をいただいてまいりたいと思っております。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第5号)の質疑を行います。ありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたし

ます。

次に、議案第8号 令和2年度南幌町下水道事業会計特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和2年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号、令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第11号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本7議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第5号については、起立採決を行います。

令和2年度南幌町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名、着席1名）

どうぞお座りください。賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第7号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第8号 令和2年度南幌町下水道事業会計補正予算（第1号）

は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第9号 令和2年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第10号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第11号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程15 議案第12号から日程23 議案第20号までの9議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

- 日程15 議案第12号 特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程16 議案第13号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程17 議案第14号 令和3年度南幌町一般会計予算
- 日程18 議案第15号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程19 議案第16号 令和3年度南幌町病院事業会計予算
- 日程20 議案第17号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計予算
- 日程21 議案第18号 令和3年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程22 議案第19号 令和3年度南幌町介護保険特別会計予算
- 日程23 議案第20号 令和3年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上、9議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました 議案第12号から議案第20号ま



での9議案につきまして、提案理由を申し上げます。

始めに、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第13号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、介護保険料を改正すべく、本案を提案するものです。

次に、議案第14号から議案第20号までの7議案につきましては、令和3年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました「令和3年度南幌町各会計予算編成の概要」により、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長  
議 長

予算編成概要の説明を求めます。副町長。

(予算編成概要の朗読により説明する。)

ただいま上程されました9議案の取扱いについてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま上程されました令和3年度各会計予算及び関連条例議案等につきましては、議長を除く10名による予算審査特別委員会を設置して、本9議案を付託し休会中に審査してはいかがと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいまの川幡 宗宏議員からの御発言は、10名による予算審査特別委員会を設置して、本案を付託し休会中に審議するという御意見であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本9議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には本間 秀正議員、副委員長には熊木 恵子議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいま川幡 宗宏議員からの提案がありまして、委員長には本間 秀正議員、副委員長には熊木 恵子議員との御発言であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長には本間 秀正議員、副委員長には熊木 恵子議員と決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。8日午前9時30分まで延会といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって8日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後2時20分)

令和3年 第1回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和3年3月8日（月）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 惠 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 惠 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

1番	内 田 惠 子	2番	佐 藤 妙 子
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	まちづくり課長	藤 木 雅 彦
住 民 課 長	笠 原 大 介	税務課長兼出納室長	松 田 秀 則
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子	産 業 振 興 課 長	黒 島 滋 規
都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志	病 院 事 務 長	原 田 光 一

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員  
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。  
5日より延会となっております令和3年第1回南幌町議会定例会をたまたまより再開いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。  
●日程24 一般質問を行います。  
定例会の一般質問通告者は5名でございます。  
通告順に行います。5番 志賀浦 学議員。
- 志賀浦議員 令和3年度町政執行方針に対しまして、議員を代表して質問いたします。現在、世界中で新型コロナウイルス感染症との戦いの真っただ中であり、その渦中での町政の舵取りの重責はいかばかりかと推察いたします。町長は人口減少、少子高齢化社会が長期化する中で、コロナ禍という前例のない厳しい試練を乗り越えるため、今後を見据えて今何をすべきかを考えなければならない岐路に立たされている時と所信を述べられています。その中で、次の質問を致します。  
誘客交流拠点施設について、地域課題である「子育て環境の整備」と「人口減少、人口構造」対策として子どもたちが季節、天候を問わず安心して遊べる室内施設として計画され、令和3年度には着工されます。しかし、コロナ禍の収束が見えない中、交流人口を呼び込むことは、いささか危険が伴うことが予想されます。そこで、利用者数の動向や利用者の動線の流れなど業者と話し合われているのか。また、遊戯エリアと多目的エリアとの行き来に対する対策等があれば聞かせてください。あわせて、子育て世代の流入を見込まれていますが、現状以上の子育て支援策の充実を考えているのであれば伺います。  
次に「地域おこし協力隊」について伺います。令和3年度に複数人の採用を見込んでいます。南幌町の特産品の掘り起こしなどの情報をホームページ、SNSへの発信とPR、また、ふるさと物産館への配置、観光協会との連携に期待していることと思います。そこで、協力隊員の活動範囲と期待する内容を具体的にお知らせください。
- 議長 町長。  
町長 町政執行方針についての御質問にお答えします。はじめに、誘客交流拠点施設の運営については、新型コロナウイルス感染症への対策として、入館時における体温測定などの体調管理と、状況に応じた入場者数制限を行うとともに、各エリアの利用に関しては、顔認証システムによる入退場管理により、感染症対策に対応した施設運営が行われるよう、事業者と協議を進めています。  
次に、子育て支援策については、新たに実施する「病児・病後児保育事業」や「子育て世代住宅建築費助成事業」の規模拡大などを実施

議長  
志賀浦議員  
(再質問)

してまいります。

次に、「地域おこし協力隊」については、新たに観光協会との連携により、ふるさと物産館軽食コーナーの充実や観光情報の発信などに取り組む「観光振興活動」、ふるさと納税における返礼品の新規開発や納税サイト情報の充実に取り組む「特産品コーディネート活動」を担う2名の隊員を採用します。新たな視点で、本町の魅力のPRと、町民・生産者・企業などと連携した取り組みによる観光振興・地域活性化を期待しているところです。

5番 志賀浦 学議員。

再質問いたします。誘客交流拠点施設建設については、議会において賛否両論があったことは事実です。そんな中で代表質問として両論を述べることは難しいと思いますので、この再質問の中では私の意見として受け止めていただきたいと思います。施設については、今どき箱物は必要ないという意見も多々聞かれました。しかし、私としては未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境、これを整えていくことが必要だと考えております。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、「30年後も子どもたちという風景」というふうを目指すとあります。子ども・子育て支援事業のアンケートの中には、天気の悪い日や冬の遊べる施設等がないというアンケート結果と、また、スポーツセンターの利用は団体が多く、個人の利用がしづらいという意見も見られました。遊び場環境の整備計画が必要と考えております。交流人口の増加を望むことも必要であるが、地元の子どもたちへの支援を忘れることないよう事業計画を練っていただきたいと思います。

そこで伺います。1年後においても新型コロナウイルスの流行が収束に至っていない場合、閉館時の等の必要等が生じた場合、町としての判断になるのか、または指定管理者側の判断となるのか。その時の損失補てん等はあるのか、その辺一つ伺います。

2つ目に、防犯対策として、事件事故があったときの対応と責任はどこにあるのかを伺います。

3つ目として、館内の食事がフリースペースの中で可能と思われるのですが、遊戯場や多目的ホールで規制は確実にできるのか。

4つ目として、室外で使用規定を考えているとは思いますが、周知看板の設置などは考えているのか。

5つ目として、子育て環境の整備とあわせて子どもの支援策もあれば、先ほど、病児・病後児保育、今年から始まる良い事業ですけども、その他には考えていないのか。その辺、もしあったらお答えください。

次に、地域おこし協力隊員について。活動範囲が限られている上、期間の制約もあることから、大きな成果は期待することは難しいと思います。しかし、受け入れる側としては、やはりやりがいのある仕事の環境を整えることが重要であると思います。ただ、職員の仕事のお手伝いではなく、達成感を持って終える仕事ができるよう、また、南

幌に定住してみたいと思えるように導いていただきたいと思っています。

そこで、今年度2名以外に、来年度にも違う分野で例えば福祉、教育、地域づくり等で募集して受け入れていく計画があるのかを伺いたいと思います。今の協力隊員が本年の10月までと記憶していますけれども、3年経過するまで次を募集しないという状況というのは、これでいいのかという思いがあります。複数名を雇い入れて、いつも複数名で動ける協力隊体制を南幌町でつくる必要があると思うので、その辺も町長の見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

それでは、志賀浦議員の再質問にお答えします。まずは、コロナの収束状況によって、いろんな協議も、また進め方も開館の仕方もしていかなきゃならないと。状況によって判断をしていかなければならないかなと思います。まずは、施設を運営していくにあたって、やはり休日の来場者が相当数見込まれるのではないかとということで、その場合、1日の最大入場見込み数を適宜2分の1の入場者に抑えるですとか、3分の1に抑えるですとか、そういうような処置も必要でないかなと。また、利用時間、これは利用者の理解をいただかなくてはならないんですけども、前もって周知をして利用時間の短縮、こういうことも施設の運営者側と協議をしながらする必要があるのでないかというように、密の防止ということではそのようなことを考えています。当然、入場時における対応策は当然のことかと思えます。それで、1年後においても収束しない場合の施設の運営、開設ですとか、運営の判断はどこが行うのかと。開設した後の施設の休館ですとか、そういう場合につきましては当然施設管理者側で行っていくと。当然、町のほうには協議があるものと思います。

2点目の事件事故の関係でございますけれども、基本的には指定管理者、施設運営者で担うものと考えています。

3点目の遊戯エリアでの飲食は、当然考えてはございません。

4点目の室内外の看板の啓発ですが、当然必要に応じてやっていかななくてはならないと、貼り紙等も含めて、そういう注意啓発はしなくてはならないと思っています。

それと、子育て支援の関係でございますけれども、本町の場合いろいろ子育て支援策を行ってございます。それで議員も申し上げていました病児・病後児保育事業、これは子育てアンケート調査でも多くあったということから、本年度、町立病院内で実施をしてまいる考えでございます。それと子育て世代住宅建築費助成事業、これにつきましては、おかげさまで美園地区の販売促進が好調でありますので、また現状の分譲を鑑み、対象エリアが美園4丁目から美園全域に広げまして、さらに居住要件を緩和しまして、子育て世代の支援に進めてまいりたいと思っています。子育て世代への支援につきましては、現状の施策とあわせて、以上を考えております。

それと地域おこし協力隊につきましては、現在観光掘り起こし協力隊1名、この者は9月までの任用となっています。本年度2名を予定しております。観光振興にかかわるものと特産品コーディネーター、ふるさと納税にかかわっている方とこの2名を予定しております。それで、来年度のお話をいただきましたが、また来年度を予定していないという考えではないわけで、必要なものがあればそういう必要な人材を公募して、配置をしてまいりたいと思っております。一時、昨年度、経過の中でございますけれども、福祉業務に関わる地域掘り起こし隊の採用も模索はしたんですけれども、まだまだもう少し検討する必要があるということで、本年につきましては、この2名を応募をして、応募があつて面接を経て採用を決めたということです。

議 長  
志賀浦議員  
(再々質問)

5番 志賀浦 学 議員。

再々質問をいたします。まずは誘客施設の関係なんですけど、先ほど質問した中で、1点目、判断は指定管理者側というふうに任せるということだったと。要は、そういう事態に陥ったときに損失補てんというのはあるのかなのか。今、指定管理料が確か2,000万円ぐらいでしたね。それで足りない分は入場者数の入場料で充てるのかなと私は予測しています、2,000万円ではできないと思いますので。その中で、例えば今、国が行うような緊急事態、来年度にあつてはならないんですけども、そういうようなことになった時に、国が補てんする分があるのか、またそれとも逆に町が補填しなくてはならない事態が起きるのか。要は補正を組んででもまたやるよと話になってくると、当初の考え方ががらっと変わってくるのではないかと、私は思うんですよね、施設管理中の料金において。そういうことを今、町長にお伺いしているわけであつて、損失補てんはあり得ませんというふうにしなくてはならないのかなと私は思うんですけども、国からもらう部分があればやっても構わないと思うんですけど。その辺もう1回、明確にお答えしていただきたいと思います。

あと、3点目。館内での食事、何か所か私も視察で行きましたけども、やっぱり見られているのが親による食事の流れなんですよね。おにぎりを持ってきて、どんと構えて、テーブルを2つ占領してという状況が見られました。それを思う時に、遊戯施設等の食事なんてことはもってのほかであるけど、ちょっと心配なのは、フリースペースのほう、いや多目的エリアのほうですか、そっちのほうはどうなのかと。掘りごたつ形式になって、そちらも食事はいいのかとか、確かテーブルの設置はフリースペースだけですよね。その時、そちらのほうもどちらもいうことで境目がなくなって、どこでも食事していいのかということになるのか。その辺はちょっとまだ始まる前ですから、しっかりと考え方を聞いておきたいと思っています。

あと、屋外の規定なんですけど、心配されるのは、キャンプ場と勘違いされたら困るなという思いがあります。せっかく、芝できれいにしていくところなんですけど、そういうことに対する規制をしっかりと



していかないとだめかなと。例えば、直火でなくても、テントを張るわけではないけれど、パラソルを載せて焼肉をやるなんてことは、どこでも起き得ることであって、そういう規制をしっかりと取って規則を作ってやっていかなきゃまずいのではないかなと思っていますので、その辺も見解があったら教えてください。

あと、子育て環境の整備に合わせては、施策として私も読んでいますから病児・病後児から子育て支援の住宅からということは結構成果が出てきていますから。病児・病後児はこれから出てくると思います、間違いなく。ただ、その辺はもう進めていただいて、本当にやっていただきたいなと思うところですけども、ただ施策として誘客施設と教育といろいろと合わせてやっていかないと相乗効果は出ないと思うんですよね。その中で私が思うところがあるのは、その相乗効果を生むために、子育て支援策としてもっとないのかなと。例えば、例えばの話ですけど、今一生懸命食育の関係とか、南幌でも給食費援助もやっていますけれども、思い切って給食費の無料化とか、そういうことは考えられないのかなと。それによって子育て世代がもっと南幌を向いてくれるということもあるかと思うんですよね。例えばですけど、そういう施策がこれから考えられないのかなというところで聞いていたところですけど、その辺あったら教えてください。

また次の 地域おこし協力隊の話ですけども、協力隊も模索していただいたというところであれば、これからもやっていただきたい。例えば、本当に施策というか中身はもう狭い範囲でしか使えない協力隊なものですから、私もちょっと調べてみたけれどなかなか幅広くは使えないということで。ただ、福祉分野、教育分野も協力隊員に支援していただけたというところがあるので、例えば、福祉分野、今検討していましたということですから、そこは進めていただきたいですけども、教育分野においても、例えば1例ですけども、長野県白馬村、あそこは学習塾を協力隊員で賄っています。6名ぐらいの協力隊員がいたかな。順次更新していこうと思うんですけど、そういう方法も考えられると思っていますので、そういういろんな分野で協力隊員を集めて、それでその中で複数人間で動いてもらって将来、ここで起業するなり残ってもらえるような、他町村でも盛んにやっていますけれども、そういう魅力のあるまちづくりをしていただきたいと思っています。その辺がもし、これからやれそうな分野、町長が考えている中であれば教えていただきたいと思います。以上です

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

施設の運営に関する損失補てんの部分でございますけれども、現状の指定管理もそうですけども、指定管理の条項の中にはあくまでも不可抗力の部分でございます。その場合は、双方の協議に基づくということになっていますので、これについてはこの施設の運営についても同じようなことかと思っています。ただ、このコロナ禍の中で、例えば、南幌温泉を指定管理に出してございます。それで、令和2年度は温泉の

入り込み客、また経営もずいぶん苦戦をしました。そこで、温泉に対する支援をこの度の補正予算、2次補正でもって支援をした経過がございます。それはあくまでも町の判断で行ったものでございます。それで、1年して収束しない、その時の感染の状況によりますけれども、その時の判断が必要になってくるのかなと思います。当然、国のそういう活用する財源があれば、当然それをあてがっていくでしょうし、そうでない、また不可抗力以外の部分ございましたら、その都度やっぱり判断をしていくしかないのかと思ってございます。

それと、飲食の部分につきましては、今、議員言われたように、多目的ホールの中にそういう机を置いて休んでいただくスペースがございます。それで食事、私どもも視察で見えてまいりましたけれども、やはり飲食するスペースがあったほうが良いということで、設けている施設が多くありました。その中で、やはり多くの人たちが往来すると。また、今、いろんなこう感染的なものが発生していますので、我々施設運営側の啓発と利用者のマナーも当然必要になってきますので、そういうものは、施設のほうとも、運営者側ともきちっと、開業前にそういうものは打ち合わせをしていきたいと思っております。

それと、野外の関係でございます。当然、指定された以外で火をたくですとか、煮炊きをするのは当然認められない行為でございますので、その部分については、公園の管理とあわせて徹底をしたいと思っております。

それと相乗効果、子育て支援の部分でございます。例えばということで、学校給食の無償化のお話をいただきましたけれども、道内では、現在学校給食の無償化を実施しているのは26市町村で、空知管内での実施はないわけなんです。それで本町では、以前から米、麺、パンの主食部分につきましては町のほうで負担して、保護者の負担軽減を図ってきたという経過がございます。それで年間給食費でございますけれども、子どもたちがだいたい年間195日食するわけです。それを給食費に相当すると小学生で約4万5,000円、町のほうで約7,000円負担しております。中学生では年間約5万3,000円。町のほうの負担は約9,000円でございます。要保護世帯は全額国庫負担でございます。それで、医療費助成も小学生までは全額無料、中学生から18歳未満は1割負担を継続してございます。また、高校生の通学費補助も継続実施してございます。そのような子育て支援策の現状も引き続き実施していくということで、現状では学校給食費の無償化については考えてございません。また、これから総合計画の後期計画が次年度からございますけれども、今年度、令和3年度にその見直しをして何が必要なのか、そんなものを検証してまいりたいと思っております。

それと、地域おこし協力隊でございます。複数というか相当数入れている市町村、自治体も実際にあるかと思えます。町にとって、どの部分が地域おこし協力隊を入れて推進していくべきなのか、そうい

うものをしっかり見定めて、また、町内の関係機関や団体などとも情報交換をしながら、どういう部分が不足しているのか、どうしていけば町がより活性化していくのか、そんなことを検討しながら、また、地域おこし隊員を配置するということになれば、当然、その先の定住につなげたいという最終目標がございますので、その部分もしっかり考えて検討してまいりたいと思っていますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

石川議員

次に、7番 石川 康弘議員。

それでは、町長に1問御質問いたします。健やかな毎日を支える健康づくりについてということで御質問いたします。本町では、健康づくり事業に取り組んでおり、特定健診や各種がん検診をもとに、保健師による細かい予防医療の指導を行っています。平成30年度に策定された保健事業実施計画（データヘルス計画）によると、特定健診受診率は電話等による受診勧奨により大きく伸びましたが、目標値には到達していません。さらに、がんによる死亡者や罹患者は依然として減ってはいません。保健指導を行う上で、より多くの健診データの収集と住民の健康意識をいかに高めていくのか。

町政執行方針で町長は、来年度も引き続き事業を展開していくとしていますが、この実施計画において、3年後の平成32年、令和2年度に進捗確認のため中間評価を行うとしていますが、どのような評価を行ったのでしょうか。そして今、新型コロナウイルス感染症で全国的に健康意識が高まっているとき、さらに一歩進んだ健康づくり事業を展開するべきではないかと思えます。

先進的に取り組んでいる自治体事例を参考に、健康寿命を延ばし医療費の削減を図っていくためにも、今以上に健康づくり事業に力を注いでいくべきと考えますが、町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

健やかな毎日を支える健康づくりについての御質問にお答えします。本町の特定健診受診率は国の目標値に達していませんが、特定健診受診率やがん検診受診率、重症化予防の取り組み状況など、12項目の指標に基づいた保険者努力支援制度では、岩見沢保健所管内で1位、全道で32位と評価されています。また、がんの死亡率は全国とほぼ同様ですが、死亡者数は減少していないことから、各種検診の未受診者勧奨を継続して行ってまいります。

本町のデータヘルス計画は、予防可能な生活習慣病の重症化予防への取り組みにより、糖尿病性腎症による人工透析、虚血性心疾患、脳血管疾患による医療費の伸びを抑制することを目標としていることから、保健指導・栄養指導において、健診結果などの情報から一人ひとりの状況に合わせた資料を用いて体のメカニズムを理解いただき、重症化予防に向けた生活が送れるよう継続的な支援を行っています。

議 長  
石川議員  
(再質問)

中間評価については現在分析中ですが、令和元年度の一人当たり医療費の伸びは横ばいで、医療費の伸びを抑制することを目標とした3つの疾患の総医療費に占める割合は減少傾向にあり、徐々に重症化予防の取り組み効果が出てきていると考えます。

今後の健康づくり事業につきましては、町民にデータヘルス計画の中間評価結果を周知するとともに、一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな支援の継続と、高齢期の介護予防を見据え、健康寿命の延伸と医療費の抑制につなげる切れ目のない保健事業を一体的に行えるよう、先進地の事例を参考に取り組んでまいります。

7番 石川 康弘議員。

今、御答弁いただきましたけれども、新型コロナウイルスが流行しだしてから、感染を恐れてマスクの着用や集会や飲み会などの行動を自粛するようになり、加えて風邪やインフルエンザに対しても警戒する人がふえたことから、インフルエンザの患者は大幅に減り、例年以上に健康管理に気を配る傾向になりました。しかし、新型コロナウイルスが収まれば、次第に普通の生活に戻っていくではありませんが、町民がこれからも明るく暮らしていくために日頃から健康意識を持ち続けてもらう。それを指導していくための保健師をはじめ、職員・スタッフは頑張っておられると思います。資料によりますと、本町の75歳未満のがんの年齢調整死亡率は低下傾向にあり、国が平成27年度までに掲げた目標値とおおむね同様の水準だと言われており、南幌町の特徴としては、肺がん、肝がん、膵臓がんの死亡数が多いというふうに挙げられています。また、健診も治療も受けていない人は、年齢が若い40歳から64歳の割合が高くなっているとしています。そこでまず、令和2年度は、がん検診の受診率が新型コロナウイルスの影響で全国的に大幅に減ったと言われていています。それにより1万人からのがんの発見ができなかったと捉えることができるなどと某ジャーナリストは述べていましたが、本町では今の時点で受診者数はどれぐらいなのでしょう。どれぐらいの状況になっているのかをお伺いいたします。

岩見沢管内で受診者や、受診率としては岩見沢管内で一位とか全道で32位というふうな形で評価されているとおっしゃっていましたが、実際、北海道本土自体は、全国的にその実施率が低いという状況があります。であるが故に、この状況に甘んじることなく、もっと高みを目指すとしていくべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

町民の健康意識を高めるために行われているものとして、健康ポイント事業がありますが、町が実施する健康診査、または人間ドックを受診し、結果の説明を受けることで健康チケットを配布していますけれども、その数は予定どおりの人数に渡されているのでしょうか。健康チケットの配布数はどうなっているのでしょうか。また、実際にこの健康チケットの利用率はどれぐらいになるのでしょうか。南幌温泉だ

とかビューローだとかいろんところで使えるようになっていきますけれども、その利用状況について、もし調べているならばお教えてください。

そして年齢の若い、先ほど言った40歳から64歳の方々の受診率を上げるために、何か方策として行っているのか。その辺りについても伺いたしたいと思います。

住民の健康づくりへの動機付けを促すという環境整備や、健康に配慮した生活習慣を身につけるきっかけづくりを行うことで、無関心層を掘り起こし、健診などの受診率向上につなげる取り組みは全国的にも行われています。その先進事例として、以前にも同僚議員が述べたことがありましたけれども、議員有志で視察したことのある静岡県藤枝市があります。藤枝市では健康、教育、環境、危機管理という4つのK、4K施策を重点的に行っているまちづくりを展開しておりまして、健康予防日本一を掲げ、「守る健康」、「創る健康」の2つの施策を進めているところです。1つ目の「守る健康」としては、市の人口は14万人からいるんですけども、市民1,000人の体制で保健委員を選任して、地域の保健活動の牽引役になってもらい、病気の予防活動や、早期発見、早期治療につなげる取り組みを実施しています。それにより特定健診受診率は全国トップクラスとなっており、メタボ率、それから国保や後期高齢者医療の1人あたりの医療費が減少しているというふうに言われております。あと2つ目の「創る健康」としては、楽しい、お得、面白いをテーマに、市民の動機付けを図るというのですが、具体的には、健康的な生活習慣にポイントが付与する健康マイレージというものがあることで、健康に加えて教育、環境、交通安全に関する住民の取り組みを応援するというものであります。詳しくは述べませんが、例えば、健康マイレージでは毎日の健康記録をポイントにして2週間以上実践したらあげるというふうな形で、あと、教育、環境マイレージ、交通安全マイレージ、それぞれの中で取り組んだことを申請することによって、ポイントがもらえて、市内の店舗での買物やサービスを受けられるというものであります。あとほかに、歩きながら東海道の旅を疑似体験できるバーチャル東海道の旅があり、ある程度万歩計をつけて、それを計測して記録表に付け、申請することでポイントがいただけると。また、東海道だけではなく、四国とか九州、北海道などのコースを用意していて、どれだけ歩いたかということが楽しみを加わるという、そういった形の事業も行っております。つまり、市民が楽しみながら健康づくりに励む施策が行われていて、その成果は、実は静岡県は県外の人口流出数は全国2位だそうなんですけれども、藤枝市に関しては6年連続で人口が増加している状況にあるというふうに言われています。特に、この4K施策が子育て世代に高く評価されているというふうな形でも言われているところであります。本町も移住者がふえつつありますけれども、このような楽しく健康づくり、それも高齢者だけでなく、若い世代でも参加できるような

健康づくりの施策を実施してはいかがでしょうか。とにかく、環境の良い南幌町でいかに長生きし、楽しく暮らしてもらおうか。健康寿命を延ばす元気なまちづくりこそがこれからの本町の課題であると思います。今までの事業だけでなく、ユーモアがあって町民が楽しみながら健康づくりに取り組める。高齢者だけでなく子どもから現役世代も参加したくなるような事業を行うことはできないものでしょうか。健康寿命の延伸と医療費の抑制を進めるためにも、大崎町長のスタートにあたって一つ提言させてもらいますが、いかがでありましょうか。

議 長  
町 長

町長。

最初にコロナによる健診の受診控えなどの数値的なものですか、健康チケットの利用状況ですか、その辺を担当課長から申し上げまして、その後に私から答弁させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

それではまず、がん検診の今年度の受診率について申し上げます。今年度、一番大きな健診が6月の例年やっている5日間の集団検診でございます。そちらにつきましては、新型コロナの感染予防の方法が確立しておらず、国においてもその時点では休止するようにお話があったことから中止しております。その後、予定より追加で実施したものが9月に2回、3月に1回、集団検診として実施させていただいております。9月につきましては、女性のがん検診も含めまして5つのがん検診と特定健診と両方受けられるような形で、従来の2日間の日程にあわせて4日間実施しております。あと、3月につきましては、この後になりますけれども今月14日に特定健診と3つのがん検診、女性の検診はできないのですが、ほかのがん検診を行っております。あと個別検診、医療機関で実施する個別検診でございますが、こちらにつきましては、やはりコロナの影響がありまして医療機関で検診を休止したいというお話があったところも多くございます。ですから、前置きが長くなりましたけれども、胃がん、肺がん、大腸がんにつきましては、それぞれ約100名程度ずつ受診者が減少するのではないかとということで見込んでおります。女性のがん検診につきましては、例年とほぼ変わらない状況であると思っております。

あと、40歳から64歳の方の検診率を上げるための施策でございますが、令和2年度につきましてはコロナの影響がありまして思うように活動ができなかったわけですが、令和元年度から看護師と保健師、国保の担当が40歳から64歳までの方を中心に、訪問活動によって約700件のお家を訪問させていただきました。その中で約1割の方が、初めて検診を受けるということで、令和元年度につきましては新しく初めて受けた方を約1割獲得したわけでありまして、今後につきましても、やはり顔の見える活動を続けてまいりたいと思いますので、受診率の向上に向けましては、できれば今までどおり訪問を中心にやっていきたいというふうに考えております。

あと健康ポイントでございます。申し訳ございません、本日、集計はいたしておりますが、チケットの配布数、利用状況について資料を持ち合わせていません。後ほどお知らせさせていただきたいと思えます。健康チケットにつきましては、結果をお返しする時に、必ず保健師より手渡されております。また、保健師の指導の必要がない場合においても、必ず配布させていただいております。健診を重ねるたびにポイントがふえているような形で実施させていただいております。以上です。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

今、保健福祉課長が申し上げましたけども、以前、健診の受診率向上をするために電話勧奨を行っていたんですけれども、町民から電話詐欺だとかが疑われるなど苦情が寄せられたことから、電話による勧奨は平成30年度をもって廃止した経過がございます。それで、そこを廃止したことによって受診率が低下しないよう、先ほど担当課長が話したように、保健師が中心となって約700世帯の訪問活動をしたという経過がございます。引き続き、保健師による戸別訪問などで町民とのコミュニケーションを細かく取りながら、町民の受診率向上、健康意識の高揚を高めてまいりたいと思っております。また、データヘルスの関係でございますが本年度、令和2年度中に評価をすることになってございます。その中間評価・検証を踏まえまるとともに、生活習慣病予防の意識の向上、それとやはり自らが予防行動を実践するということが大事なのかなど。自らしていただかないと、やはり効果として表れないので、自らそのことを予防を実践していただくための保健指導、そして栄養指導を行い重症化予防に努めてまいりたいと考えてございます。

健康寿命を延ばし、医療費の削減につなげることは一朝一夕には進みませんが、本町であれば足腰シャキッとやカフェサロン、そのような介護事業を効果的に地域包括ケアを円滑に進めることによりまして、町民が健やかな毎日をおくるための一動を果たしていきたいと考えております。

それと先進的な事例、藤枝市の4Kを御提議していただきました。それらを参考にしながら、本町としてどのような形がいいか、しかし本町の場合、担当課長が申し上げましたように、やはり個別でのコミュニケーションを大事にしながら、そういう先進事例を見合わせながら進めてまいりたいと思っております。

議 長  
石川議員  
(再々質問)

7番 石川 康弘議員。

詳しい数字も出していただいた中では、理解することができました。本町としては、あくまで若い人たちだけではなくて、そういった対象者に対して訪問を中心して進めていくんだという話でありました。しかし、やはり住民の健康意識に対しての底上げという意味では、訪問だけではなくて、やはりマイレージ事業といいますか、ポイント事業というか、そういったものにももっと力を入れて進めていくのも一つ

の方法なのではないかなというふうには思うんですよね。よその町でいろいろやっている事例、藤枝市のお話をさせていただきましたけども、北海道としてもマイレージ事業ということであるということで、調べてみるとありました。これに参加している町は54市町村あるということで、これは平成30年の話でしたが、これもこれでちょっとお得感があったりだとか、いろんな面で町も考えていて進めているでしょうけれども、うちの町もこんな北海道健康マイレージ事業に参画されているのか、されてないとしたら、何なのかということもお聞きしたいと思います。

あと、我々、先ほどの有志での議員で視察に行った話をしましたけども、一昨年に議員全員で東神楽町へ行って、やはり同じように事業を行っている所もありました。東神楽健康クラブというものが立ち上げておられまして、町と、体重計などで有名なタニタが連携して事業を展開しているところなんですけども、要は、測ることから始める健康づくりということをテーマにして、要するにいろんな自分で運動したりだとか、ダイエットしたりだとか、そういったことが数値として表れて、それは住民意識を高めて生かせるというふうな話でありました。いろんなほかの企業とか、そういったものも連携を取りながら、別な形で健康意識向上の意識づくりの事業もやはりちょっと考えていくべきではないかというふうに思います。これから総合計画のことも後期に向けて審議されるわけですし、また、今回のデータヘルスについての見直しというものありましようし、また、健康づくり計画も今度、再来年からやっていくということの中でまだまだ時間があるかと思うんですけども、結構いろいろ調べていただいた中で、訪問活動も然りです。それも大事だと思いますけども、住民の意識を高める上でも、そういったマイレージ事業とか要するに意識を高めるようなユニークな事業もちょっと調べた中で取り組んでいただきたいと思いますけれども、改めていかがでしょうか。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

健康マイレージのほうは、本町のほうではまだ実施をしておりません。どのような効果があるのか、具体的な検証をして、検討はしてまいるといふ考えは持っております。それと東神楽町の先進事例のお話をいただきました。確かに町民の健康意識を高めるということで企業とのコラボということですか、そういうことで関心を持っていただくためには良いのかなというふうな、決して悪いものではないと思っています。しかし、肝心なのは、その取り組みが健康寿命の延伸や医療費につながっているのか、科学的なデータも、当然データでもって確認をする必要があるのかなと思います。本町の場合、先ほど申し上げましたとおり、まずは個別の支援を中心した取り組みを継続してまいりたいと、そして、その先には効率的で効果的な取り組み、先進的な事例も御提起いただいたので、検討はしてまいりたいと思っております。



議長 以上で、石川 康弘議員の一般質問を終わります。  
ここで、10時40分まで休憩をいたします。  
(午前10時28分)  
(午前10時40分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
先ほどの石川議員の質問に対して補足で答弁を許します。  
住民課長。

住民課長 先ほど石川議員の再質問の中に御質問があった、健康ポイント事業の利用率の関係でございます。令和2年度については、まだ数字が出ていませんので、令和元年度の決算数値でございますが、配布の人数については616名、利用率につきましては、86.2%となっております。以上です。

議長 西股議員 続きまして4番 西股 裕司議員。  
これでは私のほうから、災害時に避難所が機能できるのかということで質問させていただきます。令和3年度の町政執行方針の中において、安全安心に暮らせる環境づくりを進めていくとあります。私も災害に備える高い危機管理意識のあるまちづくりを公約に掲げ、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。災害対策には色々なことがあります。今回は避難所が機能できるのかを質問させていただきます。

1点目、南幌町の2月1日現在の人口は7,436人、3,475世帯です。町が指定している洪水時の避難所は6カ所、洪水以外の避難所は9カ所、そして緊急避難場所として中央公園など6カ所で、町所有の施設を中心に設定をしています。それぞれの収容施設の定員はどのようになっているのか。

2つ目です。令和2年4月1日現在の町職員は、病院関係を除き102名です。災害時避難所を担当する職員数は規模によって変わってくると思いますが、1カ所あたり平均4～5名になるのではと推測しています。この人数で避難所の受付や物資の調達など多岐にわたって運営していくことは難しいと感じています。令和3年度の町政執行方針で町民の防災意識の向上を意識した学習会とありますが、今年こそ各地域へ出向き、対話を通して地域との密なる関係を構築し、避難所の運営に協力してもらおう考えを持っているのか。

3つ目です。町広報において、防災について意識を高めるための記事を毎年掲載し、町民に呼びかけをしています。また、避難所運営のシミュレーションとして、Doはぐを数年前から実施していますが、もう一歩進んだ避難所の運営を検討してはいかがでしょうか。以上です。

議長 町長。  
町長 災害時に避難所は機能できるのか、の御質問にお答えします。1点目の御質問については、福祉避難所である保健福祉総合センターを除く、指定避難所9施設における収容可能人員は、全町民の約9割とな

っています。しかし、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況においては、感染防止対策により収容可能人員が減少するため、被災のおそれがない場合の在宅避難や知人宅への分散避難など、指定避難所以外への避難も必要となることから、町民へ適切な情報提供を行ってまいります。

2点目の御質問については、避難所の運営は災害発生直後の避難状況が落ち着いた段階で、運営体制を整える必要があります。円滑な運営を行うためには、町職員・避難者・ボランティアなどの連携による自主的な運営が重要であることから、町民を対象とした防災学習会、出前講座などを通じて、地域における安否確認をはじめとする防災意識の向上と自主防災組織設立に向けた取り組みに努めてまいります。

3点目の御質問については、町民の防災意識の向上を目的として、防災フェスタやD oはぐなどを開催していますが、今後は、防災学習会において、避難所の開設・運営などの実践的な訓練を実施してまいります。

議 長  
西股議員  
(再質問)

4番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。防災対策の基本という部分については昨年言ったんですが、災害をどのようにイメージするのかという点にあると思います。そして防災活動の目的というのは、人が死なない防災対策を行うんだということが一番だと思います。そういう中において、今お答えをいただいたんですが、まず1点目で避難場の収容人数、だいたい9割くらいは収容できるんだというお話でありましたが、コロナ禍ということもあれば、収容人数はもっともっと減ってくると。ある地域によっては50%くらいしか収容できないのではないだろうか、と、予定している収容人数も、そういうところもあると。また、3割程度というところもあるんですが、そういうところも踏まえた中で、町としてどのように考えていくのかと。

それと地震と洪水、これによって、今のだいたい9割ということであればだいたい6,700人程度の避難かなというふうに思うんですが、そこにおいて想定される収容数というのは把握しているのかと。地震ではこのくらいの被害を想定し、そしてこのくらいは避難されるのかなという部分ですとか、洪水によってはこのくらいというようなものを考えているかという点でございます。私、個人的に調べたんですが、今、晩翠の遊水地ができ上がってきて、ハザードも変わるのかなというふうには思うんですが、それの中でというか、今の地域の人数をいろいろ計算していくと、だいたい洪水では1,800人から2,000人くらいが避難する数かなと。多く見たらやっぱり3,000人以上が出てくるかというふうに思います。それと、地震に関しての関係なんです、地震の場合は南幌に一番近い断層の石狩低地東縁断層主部、ここで見込まれるものというのは最大で震度6.4というふうに出ています。地震はこれ発生する、しないというのがあるんですが、確率的には薄いところかもしれないですが、今どこでどうい

ふうになるかわかんないのですが、一応6.4だよと。この地震が発生した場合の揺れや液状化による建物被害、これは238棟で、半壊が694棟、合わせて912棟が損害を受けるだろうと。そして、避難者総数につきましては2,013人、ライフラインでは地震直後で2,763世帯、町内の78%が断水するだろうという予想が立っています。この予測というのは、平成30年に北海道が示した全道の地震被害想定調査結果の数字です。ですから、こういう数字がある中で町としてどのような考えをしているのかということをお聞きしたいと思っております。

それと、避難所の運営について、ここにお答えをいただいたんですが、実際に起こってからということではなくて、事前にやはりこういうものを設立して自主防災組織を設立して、そしてそれに組み込んでいかななくてはならないと、そうしないとスムーズに動かないのではないかなというふうに思います。ですから、一日でも早く自主防災組織というものを設置していただきたいというのがお願いです。ですから、こういうようなところについての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えします。現状、指定避難所の定員数でございますけれども、1人あたり1.5平米で積算をしております。そして、新型コロナウイルス感染症防止対策としてパーテーションなどを設置して、さらにその一定の通路などを確保した場合は、現状定員の2分の1から、感染の状況にもよるんですけども最大で5分の1まで減少させなければならない必要があるのではないかと考えてございます。これは、あくまで被災の状況によるのかなと、あと季節的なものもございまして、状況によるのかなと思います。いずれにしても、そういう感染対策を講じる必要が今後ございまして、そのような場合を想定しまして在宅避難、または親戚や知人宅への分散避難、または指定避難所以外への誘導も必要になってくるというようなことから、これにつきましては今後町民への理解促進、啓発が必要なのかと思っております。

それと、自主防災組織の件でございまして、以前、胆振東部地震の後に、行政区長、町内会長で構成する住民自治検討会というのがございまして、その中で、地域の自主防災組織化などに向けて検討したことがありましたけれども、そのときには、地域事情もあり進展しなかった経過がございまして。また、市街地と農村地域では、やはり地域コミュニティに差があるのかなというように感じたところでございまして。しかし、近年見てきたような大震災などでは、有事の際はやはり共助が重要な役割を占めるので、やはりこれについては、これからそういう関係構築をしていかななくてはならないと思っております。私としては、まずは要援護者や災害弱者に対してご近所や地域における安否確認、これをまず進めると。そういう地域ネットといい

ますか、関係構築の誘導をしてみたいと考えております。その先に、地域の自主防災組織の設立、災害時の地域のリーダーの育成を含めてあるのかなと考えてございます。そのことから、まずは地域における安否の確認、これらのネットといいますか、そんなような地域の関係構築を進めてみたいと考えています。

議 長  
西股議員  
(再々質問)

4番 西股 裕司議員。

再々質問をさせていただきます。ちょっといろいろなデータというか、私も調べさせていただいたんですが、南幌町の過去の災害事例、これを見ますと大半は台風、そして強風、暴風、大雨による被害というのが多かったと思います。直近で避難所を開設した事例というのは昭和56年、この時の大雨の関係で、床上、床下の被害があったということで、避難所3か所を開設しているみたいです。この段階では283世帯964名が避難しているというのが記憶に残っているはずで、幸いにも、このときには人体に及ぼす影響はなかったということによかったとは思いますが。

一方、地震の関係の話になりますと、これは国内の関係ですが、2000年以降で国内での震度6以上の地震というのは32回、年に1.5回程度発生しています。北海道を震源とする震度5弱以上の地震回数、これは2000年以降で9回、これも4年に1回程度と出ているというふうになっています。そして、東日本大震災から今年が10年になるわけですが、その中でも余震の回数というのは、揺れの感じない地震をあわせて10年間で約1万5,000回あったというふうになっております。本年2月13日に発生した震度6強の地震も、東日本大震災の余震だと言われております。ですから、記憶に新しい胆振東部地震でも、南幌町は震度5弱ということで、だんだん大きな地震というのが身近に迫ってきているというのはあるわけなんです。そこにおいてやはり自主防災組織というのは、町のほうでも規定というか防災の計画の中にきちっと入っているわけですが、これが実際に機能されてないというのが私、ちょっと解せないというか、せっかくこう作ってある計画であれば実現できる形で一刻も早くやっていただきたいというふうに思います。これ1点だけ再々質問でお願いします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

西股議員の再々質問にお答えいたします。当然、町としても自主防災組織は間違いなく目指しているものでございます。地域になかなか強引に押し付けるわけにもいきませんし、当然町が間に入ってやっていかななくてはならないということで、当然設置に向けた町としての努力はしてまいります。やはりその前にまずは地域の安否確認をして、そういうものを踏まえて防災組織の設立と、そのように段階的に進めてみたいと考えてございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長

以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります・

次に、3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

3番 熊木 恵子です。町長に2問の質問をいたします。合葬墓についての意向調査を。平成30年第1回定例会で「今後の墓地管理について」を質問しました。高齢化に伴い墓地の管理ができなくなってきた方や、遠方にあるお墓の管理に悩まれている方、お墓の継承者がいない方など近年深刻な問題となっています。道内はもとより空知管内の自治体でも公営の合葬墓、合同墓といった形で永代供養の新しい形が注目されており、設置に向けて検討する自治体が増加しています。これまでに議会の報告懇談会の中でも意見・要望が寄せられ、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、取り組んだ書面による議会報告懇談会の意見募集には、2名の方から子どもたちに迷惑をかけたくないで町に永代供養の墓を建ててほしい、合葬墓を早く作ってほしいという要望が寄せられています。

合葬墓設置にあたりアンケート調査を行った自治体があり、「合葬墓が必要」と答えた方の割合は、江別市で85%、恵庭市では68%、美唄市では67%の市民が合葬墓の設置を希望していると回答しています。

平成30年第1回定例会での私の質問に、前町長は将来的に町民ニーズの状況によっては検討すべき課題と答弁をいただいています。

少子高齢化を背景に合葬墓の要望はふえているように思いますが、早急に町民アンケートを実施し住民ニーズを把握する必要があると考えますが、町長の考えを伺います

町 長

合葬墓についての意向調査を、の御質問にお答えします。公営の合葬墓や合同墓については、近年の少子高齢化の進行や核家族化、承継者の家庭事情等から、収骨の管理や方法も多様化しており、このような社会情勢の変化に伴い、設置する自治体が道内においても都市部を中心に増加していることは承知しているところです。

ご質問の合葬墓についての意向調査については、実施する考えはありませんが、本町においても、将来的に検討すべき課題であると認識していることから、他市町村の動向を注視してまいります。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

3番、熊木 恵子議員。

再質問いたします。ただいまの答弁で、他市町の動向を注視する、それから意向調査は今のところは実施する考えはないということでした。ちょっと残念に思います。現在、町内には3か所の墓地と各寺院に納骨堂などが設置されています。また本町はみどり野団地造成により転入された方が多く、近隣の町村の中でも比較的若い世代、世代というか、そういう方々が平成5年、6年ぐらいから急にふえましたよね。そういう住民の構造というか、そういうのがこの近隣でも違っているというか、都会的というか、何かそういうような状況にあるのではないかなと思うんですよね。それで、やはり近年、合葬墓とか墓じまいをどうするかということとかが各方面で取りあげられて、やはりすごい関心事になっていると思います。それで平成30年にも質問したんですけれども、やっぱり今、少子高齢化、本町はこれからどんど

ん高齢化になっていくというところで、やっぱり早いうちから子どもたちにも迷惑をかけないで身の始末をして行きたいと思われる方は多いと思うんですね。そういう中で、やっぱり町がその町民の考えをやっぱり早急に察知して、やっぱり調査なり、そういうことを私は早くやるべきだと思うんです。それによって、安心してこのままこの町で過ごしていくことにつながっていくと思うので、そういう意味では、人口を流出させないということにもつながっていくのではないかなと思うので、再度そのちょっと考えを伺いたいと思います。

また、先ほども質問の中でも述べましたけれども、近隣自治体のアンケート、やっぱりやっている中で、本当に設置を希望するという回答が6割以上に上っているということでも関心の高さがあると思います。美唄市では、平成17年に必要性を検討するための市民アンケートを実施しました。そして、回答した7割弱の方が必要と答えています。これを受けて市は、道内の各地の合同墓を調査して、そしてそういう中で市の生活環境課は、核家族や少子高齢化の進行で墓の維持や継承が難しくなっていることや、経済的な理由で墓を立てられない人のためになればと建設は必要だとして、本年2021年度中に整備すると決めています。また、赤平市でも、数年前から少子高齢化を背景に合同墓の要望がふえており、令和2年の予算に事業費として計上して、6月に着工、8月の末に完成ということで、もう利用を受け付けているということでありました。これも新聞とかの記事によりますと、合葬墓のデザインとか、またどういう形で納骨するとか、そういうのがいいのかということもいろいろ意見を聞きながら進めているようでございます。そういう意味では、やっぱり今必要に迫られている人が多いのではないかなと思うんですけれども。それで先ほど答弁に、実施する考えはないということで、ではそのニーズの高まりというかね、どういうときにそれをしようと思うのか。それから、他市町村の動向を注視してまいりますと先ほど答弁させましたけれども、私はやはりこういう状況の中で、他市町で取り組んでいることを積極的に調査研究とか実態調査をするべきではないかなと思うんですけれども、重ねてその辺を伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。町の調べでございますけれども、道内における合葬墓の設置でございますけれども、現在のところ25市と17町、計42市町でございます。町では17町が設置してございますけれども、見ますと人口1万人以上など規模の大きい町が多い状況でございます。今までに具体的な検討は特別しておりませんが、他市町の動向は確認してございました。町の考えでございますけれども、一度遺骨を合祀してしまうとその後取り出すことができないなど懸念を抱く方もおりますけれども、近年はお墓を継承する者がいない、または管理が楽で費用が安いなどの理由から徐々に合葬墓がふえてきているというような状況は把握してございます。将来的には検討すべ

き課題であるということは認識しておりますけれども、今後住民のニーズも含めて、他市町村の動向を注視してまいりたいと思っています。以上でございます。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。質問した時と今の再質問の答弁も同じということで、ニーズが高まったときというのは、いろんなそのお墓だけに限らず、町民の今、困りごととかいろんなことでの調査というか、そういうことを何らかの形でしようと思っていらっしゃるのか。町長は執行方針の中でも、私、昨年12月の第4回定例会でも町民の意見を聞くというところで懇談会のお話もしました。今回の執行方針の中にも、懇談会をしていくということだったんですけれども、どんな形で町民の意見を聴取しようとしているのか、そこ1点伺います。

それから、平成30年に一般質問をしたときに、墓地のバリアフリー化というか、そういうのも質問いたしました。その時は3月だったのでまだ雪があるので、雪が解けてからいろいろ調査して、直せるところは検討するみたいな答弁だったと思うんですけれども、その後どのように行われたのか。

それと、墓地の看板についても、一般質問のときだったか、予算か何かのときに、ちょっとお尋ねして、すぐその時に担当課で分かりやすいのを建ててくれたんですよね。それが今回いろいろ政策の中で看板、サインとかを見直すというところが確かあったと思うんですけれども、そういう中にこの墓地の看板というか、それも含まれているのかどうか、新たに設置するような考えがあるのか、それを伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

町民のニーズの確認ということでございますけれども、今までに、町民のニーズの確認ということでございますけれども、今までに町のほうには町民からの合葬墓の要望は特にいただいてございません。合葬墓に限らず、町政に対する要望はこれからも広く様々な機会を通じてお聞きをしてみたいと思っています。

それと墓地のほうの看板の関係でございますけれども、これからの公共施設のサインや看板ですとか、そこに南幌墓地の看板は今のところはそこに盛り込むという考えはしてございません。

熊木議員  
町 長

バリアフリーの件は。

砂利の関係でないかと思っておりますけれども、それは前回もお答えをしているかと思っておりますけれども、あそこの舗装化といいますか、それについては現状では考えていないということでございます。

熊木議員

2問目に移ります。

誘客交流拠点施設建設には多くの町民の合意が必要ではないか。町長に伺います。町長は誘客交流拠点施設については、子育て世代を中心とした交流人口を呼び込むため、町内外の多くの方が交流できる施設として、令和4年5月のオープンに向け建設工事を進めていくと述べています。

私は過去の一般質問で、全町民の意見を聞く必要があり懇談会や説明会の開催を求めてきました。しかし、公平性に疑問を感じる意向調査にとどまり、昨年10月のシンポジウム以降、建設ありきで計画が進められていると感じます。シンポジウムの参加者からは、「町民の中にはこのような施設ができることすら知らないのが実態ではないか」といった発言や、「今必要なのは室内の子どもの遊び場ではなく、身近な公園の整備を充実すべきではないか」との発言もありました。町としては、広報誌に掲載し町民に情報提供はしていると言いますが、9億円余りをかけて整備し、今後の維持管理費を考えると、このまま進めるべきではないと考えます。町にとっては大きな事業であることを考えると、子どもから高齢者まで全町民の多くの声を聞き、今、本町に必要なものは何かをしっかりと把握することが重要と考えます。

町長は、町民と町政に対する提案や意見交換を行うため行政懇談会を開催すると述べており、新型コロナウイルス感染症の収束を見通しながら早期に実施されることを望みます。そこで、誘客交流拠点施設の説明会を開催し、各年代の多様な意見・要望を聞くことが必要と思います。このコロナ禍で人と人との密が心配されます。多くの人が交流する施設です。十分に検討し、町民の多数が賛成となるまでは、建設の凍結をするべきと考えますが、町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

誘客交流拠点施設建設には多くの町民の合意が必要ではないか、の御質問にお答えします。施設の建設については、昨年2月の議会全員協議会において、議会の総意として建設に対する賛成の判断をいただいたことから、令和2年度町政執行方針に掲げるとともに、令和2年度予算に施設基本設計事業費を計上し、建設に向け取り進めています。

町民への説明やご意見をいただくために、町広報誌や町ホームページによる情報発信、子育て世代へのヒアリングとアンケート調査、シンポジウムやオープンハウス、小・中学生を対象とした子どもワークショップを開催しています。

引き続き、町民の皆様からご意見をいただき、令和4年5月のオープンを目指し、施設の実施設設計、建設工事を進めてまいります。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

3番熊木です。再質問いたします。先日3月5日の定例会で、補正予算に計上された総務費、誘客交流拠点施設整備事業として8億2,315万円が繰越明許費として提案され、賛成多数で可決されました。そのとき、私は町長といろいろと議論をさせていただきました。町長は執行方針の中で、地方自治体を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化社会が長期化する中で、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面し、私たちは厳しい場と時に向き合っていると述べています。新型コロナウイルス感染症はちょうど昨年(令和3年)の第1回定例会のころから感染者が全国的に増加し、緊急事態宣言が出される、また学校も休校になるなど、今現在も収束されない状況であります。感染を防



ぐためには、手洗い、うがい、そして密にならないという生活スタイルが進められています。新型コロナウイルス感染症が出る前から誘客交流拠点建設については提案があり、私も3回、一般質問を行いました。そして前町長に、町民の意見を聞くように、また住民説明会をするように求めてきました。しかし、全町民対象の懇談会、説明会は開催されないまま、議会の議決を得たばかりに進められてきました。先ほどの代表質問の中でも、この賛否についてはいろいろあったと同僚議員が述べています。

大崎町長は昨年10月の町長選挙で、誘客交流施設建設を進めると公約をし当選されました。しかし、この室内誘客施設であることを考えると、密は避けられずに、多くの町内外の人が出入りすることになるのは避ける必要があると考えなかったのでしょうか。前町長が押し進めたこの誘客交流拠点施設、その時と昨年では状況が新型コロナウイルスによって大きく変わりました。そのときに、一時凍結して全町民の意見を聞いて判断するというのも考えの中になかったのでしょうか。それを伺います。

私は子育て世代が望む施設が誘客交流拠点施設のような形だけとは思えません。南幌町を移住先に選んで来られる方にとって、南幌町の魅力はこの豊かな自然環境、おいしい空気、農業者が真剣に営農し、丹精込めて作る米、野菜や、また立地条件のよい交通環境などが大きな魅力となっているのではないかと思います。2019年度に実施されたアンケートでは、子育て世代を中心に聞き取りなどが行われていますが、事業費が巨額であることを考えると、全町民を対象としたアンケートが必要だったと重ねて思います。その中で、多くの世代の生の声を聞くということで、今、町民は何を望んでいるのか、分析する必要ではなかったのでしょうか。前町長とは質問し議論してきましたけれども、大崎町長はこのことをどのようにお考えでしょうか。広報誌には、広報なんぼろには何度も掲載していることは私も承知しています。それでも、全町民の理解が載せたからそのまま得られると考えるのは早計すぎるのではないのでしょうか。丁寧に説明をし、町民の理解を得ること、そして本当に必要な施設であれば、住民投票をするぐらいの考えも必要だったのではないかと思います。議会の懇談会とかの中では、いろいろその辺も話し合われました。先日もお話ししましたが、なかなか賛成が多くという形になりましたけれども、最初は皆さん大きな懸念を持っておりました。そして、コロナ禍になってやっぱり室内に籠るというか、密になるという環境を敢えてつくることが、今のこの時勢で本当に合わないのではないかなというふうに私自身は感じています。また、町民の方からもそういう声は今現在も寄せられています。今までの議会への説明では、交流人口が14万人、一月平均1万人以上とされていますけれども、これは具体的にどのように集客しようとしているのでしょうか。具体的なものが全く見えてきません。また、建設費や維持費などを考えると、私は若い世

代に後世にまでわたって大きな負担を負わせるのではないかと考えます。若い子育て世代が、このような施設を望んでいるということは、アンケートでも見て取れました。ですから、その願いに背を向けるものではありませんが、建物を建てるだけが本当に願いをかなえるということになるのでしょうか。その辺を、やはり多くの町民の意見を聞くという努力もしないで進めていくということには大きな疑問を感じます。先ほど町長もアンケート調査のこともお話しされましたけれども、アンケートの実施について、子育て世代へのアンケート、対象は350世帯、子育て世代ヒアリング、乳幼児健診やすくすく広場、ジュニアアスリートクラブヒアリング、また、読み聞かせサークル、子育てサポーター会議、若い農業青年の「農猿」、商工会青年部となっていますけれども、それ以外の町民はどのように意見を聞いたのか。私はそこが大きな問題だったのではないかと思います。このアンケートやヒアリングをするときに、これ以外の町民の声を聞くという姿勢がなぜなかったのか。その辺は大きく問われるのではないのでしょうか。町長は先ほどの答弁の中で、引き続き町民の皆様から御意見をいただきとおっしゃっていますけれども、どのように聞こうと思っているのでしょうか。そこをお答え願いたいと思います

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の質問にお答えします。施設建設の経過につきましては今までもお話をしてきましたし、5日の日についてもお話をしてきたかと思えます。そういうことで議会の御承認をいただいているものと考えてございます。これからは感染対策、当然新生活スタイルを入れながら、これから感染対策はずっと付いて回るものと思ってございます。そういうことで、どの施設であろうと感染対策はしていかななくてはならないというように考えております。これは室外でも、室内だったらより以上なものをしていかななくてはならないと思ってございます。

それと、町民のアンケートでございます。アンケートは全町民に対してのアンケートといえますか、広報でも再三掲載をさせていただきました。それと都度、都度、町民の声を聞く、意見要望をお寄せくださいという形で求めてきました。その中にはいろんな意見がございまして、早く施設を建設してほしいと、このようなものにしてほしいということで肯定的な意見がほとんどでございます。それと今の時勢に施設建設はあわないということでございます。ちょっと私はなかなか解釈ができないですけれども、こういうことで交流人口は拡大して、町は今の資源を活用してもっともっと伸ばしていく、活性化したいという思いから、この施設建設が進められてきたものでございます。それで、子育て世代の拡大、移住定住、それらも含めまして進めるものでございます。地域の活性化に大いに役立つものと思ってございます。

それと、建物を建てるだけでは、建てるだけでどうなのかということでございます。当然建てるだけではございません。そこに町民同士の、また子育て世代同士の交流も働くでしょうし、地域間の交流も働

くでしょうし、後世にその負の財産を残すと言われましたけれども、先日も申し上げましたように若い世代の方からは期待をされておりますので、その期待に応えてまいりたいと思っております。

それと町民の意見でございますけれども、いろんな媒体、様々な形を通じて、その中には行政懇談会もあるかと思いますが、そういう機会を通じて町民からの意見要望はこれからも広く聞いてまいりたいと思っております。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。町民の意見はこれからも様々な媒体で聞いていくと今答弁されました。今までも、議会には確かに何回も説明はされていますし、私も昨日資料を調べていたら、もうすごい厚さになるほどの資料でございます。広報のスペースは限られておりますけれども、私はやっぱり本当に町のほうから生の声で発信するというところで、最初の段階から、その構想が持ち上がった段階からもっと丁寧にすべきだったということ、今までも重ねて申し上げてきましたけれども今改めて本当にそう思います。先ほど町長は、肯定的な意見がほとんどとおっしゃいましたけれども、町民の中には、いまだにどういうものがどういうこと、そういうことをするのかとか、そういうのが、町側は発信しているとおっしゃいますけれども、やっぱり受け止めている町民は、全てがそれを肯定的に捉えて、こういうものができるのかと思っている町民って、その割合というのは、私は決して少なくはないと思います。

10月に開催されたシンポジウム、あれはもうエリアマネジメント事業の中でいろいろ進められていて、コロナ禍で縮小されたり、ワークショップなどができなかつたりともありますけれども、そのシンポジウムを開催するにあたっては、多くの団体の方とかいろんなところに、手書きの付箋を付けて参加を呼びかけるというようなことがされていきました。それは担当部署としては、ぜひ成功させたいという思いでやられたと思うんですけれども、それもやっぱり公平ではないと思います。本当にこのシンポジウムを成功させるために、わからない人に向けても、こういうものがあるから積極的に、放送は流れましたけれども、やっぱりそういうところも丁寧に欠いたのではないのでしょうか。ですから、シンポジウムの会場で意見も上がりました。わからないとそういう意見を出した方はやっぱり、OBも含めて、職員も含めて、多くの方が100名ぐらい集まったということでしたけれども、そういう中で、意見を出しにくい雰囲気の中で勇気を持って出されたと思います。またあの会場に出向かなかった方の中にも、やっぱり10億近くも、10億というのはあれですね、9億2,400万円、その金額をかけて、今さらなぜ箱物なのという声をいまだに私は聞きます。私、最初にこの構想が出されたときに、若手職員の中で、町の活性化についていろいろ考えたときに、戦略チームとかが出されて、そういう中で、構想が進んでいったと報告を受けました。そのときは最

初に出されたのは、多目的ホールのような形で、緊急避難もできるような形ということが出されたと思います。その時は誘客交流というか、子どもの遊戯場的なものというのは最初はなかったかと思うんですよね。それからいろいろこう変化はしていたと思うんですけれども、そういう中で最初からいろんな聞き取りをしていけば、もっとこう町民の理解が進んだのではないかなと思うんです。確かに保健福祉関係では、子育て世代の聞き取りをしたときに、冬の遊び場がなくて困るとか雨が降ったら遊べないとか、いろんな意見があったのは私もアンケートの集計を見て承知しています。

でも、その他の意見の中には、やはり15線を渡って、交通量の多いところを渡ってそこに行くのは危険ではないかとか、高齢者の意見をもっと聞くべきではないかとか、そういった意見も出されてきました。私が言いたいのは、先ほども子育て世代のいろいろそういう要望に背を向けるつもりはないです。ですけども、やはりそれと同時にこの南幌町を築いてきた人方、高齢者だけではなくてやっぱりいろんな多様な考えを持っている方々の意見をきちっと聞いて、聞かないで建てるということについて、町民の合意も得られないままやることについて、この建物がどういう形になるのか、本当に町民にとって全町民に歓迎されるもの、そういうような形になるのかということでは不安があります。やはり、せっかく大きな金額を使って建てるのであれば、やっぱり町民の合意を本当に得ていくということのプロセスは本当に大事なことだと思います。その辺での考えが、今の中ではもう進める一方で、あまり聞かれません。

それからランニングコストのことについても、先ほども同僚議員の質問もありましたけれども、私たち議会は、いろいろ先ほど町長は何回も説明しているとおっしゃっているように資料はたくさんあります。その中に、ランニングコストが出てきたのは2回ほどしかないと思います。それも初年度が2,000万ぐらいという形で、その初年度というのを除くと、次年度からはどのようになっていくのかということでも、一体どれぐらいの経費がかかっていくのか、建ててしまったはいいけれど、その後大丈夫なんだろうかという不安が、やっぱり町民の中にはあるのではないのでしょうか。ですから、説明会というのは、やっぱりコストのことも含めて、建設費にいくらかかって、これは補助金でいくらで、返還するのはいくらで、ですから町民の皆さんは心配は要りませんか、そこまできちっと丁寧に説明をしてこそ、この建設はあるのではないのでしょうか。私はだからそういうことを省いて進めたっていうことを、やっぱり今後こういうことが起きたときに、やっぱり何でも簡単に決めて、町民のいろいろ意向を調査しないで進めていくことにつながるのではないかと危惧するものです。ですから、やはりその辺の過程をどのように考えていたのか、再度伺いたいと思います。

また、多くの方がその意見を、今肯定的な意見ばかりというんです

議 長  
町 長  
(再々答弁)

けれども、本当に町には不安だとかそういう声というのはないでしょうか。この誘客交流施設説明会とか、いろいろされなかったですけども、パブリックコメントとかではされているとおっしゃいますけども、いろいろこう何とか計画という中に入った形での

パブリックコメントというようになると、やっぱり皆さんこのことに関心を持っている人が、そこで調べて意見とかを述べられないのではないかと思います。ですからその辺のところも、どのように町のほうは考えて行ってきたのか伺います。

町長。

熊木議員の再々質問にお答えします。公平に進められてきてないという話でございますが、何をもってそのように言われるのか、私としては疑問に感じております。町としては公平さを欠いたような情報提供はしたことは一切ございません。そのことにつきましては3月5日に申し上げたところで。

それと、多目的ホールの関係でございますが、これは当初から職員提案の中で、そして、議会のほうにお話ししたときも、子どもの交流施設が核でございます。これは間違いないことで、その後こういう多目的ホールもあったほうがいいのかというような、議会のほうからも一部そういう意見もいただきながら、それで多目的ホールということで、全てが遊戯エリアという訳にするわけにいかないものですから、そういうようなフリースペース用意して、親御さんですとかまたは世代間を超えた交流ができるようにということで配置をしたところ。

それと、町民の合意が得られていないということでございますけども、議会としても町民の合意が得られていたということで、議会のほうで御承認をいただいたものと私は判断をしておりますし、それで、議会のほうとして、昨年2月に御判断をいただいたわけですから、それを踏まえて進めてきているわけで。それと私が10月の町長選挙に出馬をしまして、公約に挙げて、町民の多くの皆様から御支持をいただいて進めているわけでございます。そういうことでプロセスと申しますか、過程と申しますか、そういうことでは、町民の合意がされているということで考えてございます。また、これからにつきましては施設の運営、どのような施設が望ましいのか、またどのようなことをすると安全性が高まるのかなど、そのようなことにつきましては、実施設計などを経まして、町民の皆様にもまた情報提供をしてまいりたいと思っておりますし、また議会ともその辺については情報交換をしてまいりたいと思っております。

それと、ランニングコストにつきましては、初年度と2年度、3年度と変わることはございません。基本的には前回議会のほうにお示ししたランニングコスト、全体的には3,000万円。入場収入を差し引きしますと2,000万円というのがランニングコストの基本的な考えでございます。ただし、コロナ禍によりまして、利用者数が減少

になれば、その分はその利用収入が見込めなくなるのかなと思ってございます。全体のランニングコストについては、以前からお話したとおりでございます。私のほうからは以上です。

議 長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

加藤議員

次に、8番 加藤 真悟議員。

誘客交流拠点施設について、町長に質問したいと思います。南幌の将来を考え、質問いたします。昨年より続くコロナ禍で、住民説明会などが思うように開催できない中で先般議会に説明があったように、誘客交流拠点施設の建設に向け町は進んでいます。

町長は「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、持続可能な南幌町を築くことが使命とし、六つの目標を町政執行方針に掲げて取り組んでいくとしています。

そこで誘客交流拠点施設の建設に向け、一番の目的である施策として、私は将来南幌に移住してくれる人、現在居住している人のために、町の雇用創出・商店街の活性化・住環境整備などの施策を模索し、住民目線で優先順位を考慮し、将来に誇れる施設であってほしいと思います。

私自身もこの誘客交流拠点施設建設については、若い世代の移住を促進し地域経済を活性化させるための重要な施設と認識しています。町長としてこの誘客交流拠点施設建設の意義と考えるについて、次の3点を伺います。

1、南幌町にとって有効な道央圏連絡道路の整備が進んでいます。全面開通はまだ先ですが、南幌町を目的に来る人や、立ち寄りたい町にするため交流人口を増加させる誘客交流拠点施設は、南幌町をアピールする大きな核となる有効な施設になると思いますが、どのような方法でより多くの人を呼び込もうとしているのか伺います。

2、誘客交流拠点施設を核に、一番の目的である若い世代の移住・定住に力を注いでいくと思いますが、移住の選択肢としてテレワークなどの雇用環境や地域力を活かした、新たな生活様式を基礎に子育て世代住宅建築費助成事業や住宅リフォーム等助成事業など住環境整備の支援、拡充をすべきと思いますが、考えを伺います。

3、このコロナ禍で町内の商店街はもとより、各業種で衰退や大きなダメージを受けているのはご存じの通りだと思います。ここで、誘客交流拠点施設を核に交流人口増加などで飲食業の形態や商店街が活性化されるのを望んでいます、町として商工振興につなげる方策について伺います。

議 長  
町 長

町長。

誘客交流拠点施設についての御質問にお答えします。1点目の御質問については、より多くの人を呼び込むため、施設の開業に向けたポスター・リーフレットの作成、情報誌への広告掲載、ラジオ番組によるPRやイベントの開催によるプロモーション活動を展開してまいります。また、施設整備と運営を担う構成企業の広告媒体によるPRも

行われる予定です。

あわせて、町内の主要施設や観光スポットへの案内や周遊を促す看板の設置などを目的とした「観光周遊整備計画」を策定し、町内での周遊に繋がるよう取り組んでまいります。

2点目の御質問については、町内全域への光ファイバー網の敷設により、テレワークに対応する環境が整備され、移住定住の促進に繋がるものと考えます。また、「子育て世代住宅建築費助成事業」は、美園地区全域を対象として事業規模を拡大して実施してまいります。住宅リフォーム等助成事業は、現行制度により事業を継続してまいります。

3点目の御質問については、施設整備により、中央公園を中心とした周辺地域への人の流れが、将来にわたり変わることが想定されるため、商業施設の誘致をはじめ、商店街、観光施設への周遊にも繋がることから、商工振興と地域の活性化が図られるよう商工会などと連携してまいります。

8番 加藤 真悟議員。

議 長  
加藤議員  
(再質問)

まず、1点目の御答弁をいただいたんですが、ターゲット層を絞り、コスパの良い、いろいろな媒体で広告を展開していくと思いますが、誘客に対しての比重を、自分は重きを置いて広告等を打っていただきたいと思っていますが、答弁の中に観光協会や地域おこし協力隊との連携というものがなかったのですが、その辺考えがあれば伺いたいと思います。

2番目についてですけれども、ぽろろ等いろいろな所で通信環境の整備が進んでいると私自身も認識しているんですけれども、住宅リフォーム等助成事業についてですが、町内の中古住宅の価格が以前と比べ高騰していると聞きました。需要の高まりは喜ばしいことではあるんですが、移住の選択肢をふやすという観点から見ると、高騰が行き過ぎるのは喜ばしいとは言えないと思います。そこで、子育て世代住宅建築費助成事業については、私自身も拡充して実施していくと伺っておりますが、住宅リフォーム等助成事業についても上限額の拡充や予算の増額が必要と考えていますが、その考えはあるか伺いたいと思います。

そして3番目ですが、先ほど答弁にありました観光周遊整備計画を策定し、人の流れを変えると答弁をいただきましたが、これの効果というものが、今の段階で100%変わると確信につながるものとは、ちょっと今のところ考えづらいと思います。本定例会の予算審議等が済めば、飲食応援チケット等今年度も実施していただいた経済対策を今後も継続して取られるかと思いますが、消費の落ち込みというのはリーマンショックを超える落ち込みと言われています。この落ち込みは1年、2年の経済対策では、到底賄い切れないものだと感じております。そこで、さらなる経済対策等考えがあれば教えていただきたいと思います。

少しちょっと話がずれるかもしれませんが、企業版ふるさ

議 長  
町 長  
(再答弁)

と納税について、ちょっと数件の応募、納税があったと聞いたんですが、どのような会社から納税されていたのか。また、町としてどのように推進しているのか、お答えできる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

町長。

加藤議員の再質問にお答えいたします。まず1点目の観光協会や地域おこし協力隊との連携でございますけれども、当然観光協会に対しましては、より情報交換をしまして、町内の観光入込客の増加とあわせて、それが誘客交流施設に結び付くような、また、町内がそれでもって周遊するような形になればということで、連携を図ってまいりたいと思います。地域おこし協力隊でございますけれども、そういう情報ツールを操作するのに長けた方が来られると思っておりますので、観光とあわせて、その施設の入り込み、また、町内全域の観光に周遊できるような形で連携をしてまいりたいと思っております。

それと、住宅リフォームの関係でございますけれども、本事業は平成27年から実施して本年で6年を経過したところでございます。今までに227件の助成を行ってきました。令和2年度は27件の助成でございます。令和3年度につきましても住宅の安全性、耐久性の維持、それと地元企業の活性化を目的に、予算の範囲内で実施をしております。拡充と言われましたけれども、様々な子育て住宅建築費助成ですとか、そちらのほうも拡充してまいりました。全てが拡充というわけにもいかないものですから、事業を平準的に継続するためには、やはり一定の上限額を設けて事業を実施する考えがあるというように考えてございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

それと観光周遊看板の件でございますけれども、どれだけの効果があるのかということでございますが、今年度、実施設計をしまして、少しでも効果が上がるように進めてまいりたいと思っております。そういう公共施設の公共サイン、それと観光案内の部分、それと史跡標柱ですとか、そういうものを一体的に組み込みながら、効果が上がるように進めてまいりたいと思います。

それと企業版ふるさと納税でございますけれども、今、担当課のほうから、企業に対していろいろと募集の案内はしているんですけども、残念ながら今のところはまだその実績がございません。これから1社でも多く、企業版ふるさと納税がいただけるように、またPRも含めてこれからまた各企業に情報を出してまいりたいと思っております。

それと、さらなる経済対策の部分でございますけれども、基本的には項目的には、コロナ対策としましては、昨年度の事業を踏まえてというような形でございます。一部拡充しているものもございまして、また高齢者への応援チケットですとか、そんなものも新規にやるものもございまして、いずれにしても、飲食店、商店街、大変苦しい思いを



されておりますので、4月から実施できるように、隙間なくそういう経済支援活動をして行きたいと考えております。御理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長  
加藤議員  
(再々質問)

8番 加藤 真悟議員。

1番、2番については理解いたしました。3番についてなんですが、エリアマネジメント事業として、中央公園を中心に整備を進めていくと町長が明言されておりますが、車での移動を中心に考えるのであれば問題はないかと思うんですが、15線というのちょっと交通量が町内の中では多いのかなと。そこで、交通弱者ですとか児童が町の中心部に移動する際、危険なことがふえるかと思うんですが、その辺の対策等あれば、考えているものがあれば教えていただきたいと思います。

いろいろニューノーマルですとか、アフターコロナですとか、そのような言葉で経済活動が元には戻らないといろいろなところで危惧されておりますが、答弁にありましたように、商工会やJAなんぼろさんとも、いろんな組織団体との連携を強化していくことをお願いしたいと思います。エリアマネジメント事業の件について答弁いただきたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

エリアマネジメントの検討を進める中での15線での交通対策といえますか、子どもたちの関係でございますが、あそこに横断歩道、手押し信号もございますので、その中でしっかり交通対策を行っていくということで、当然、子どもたちですので、どんな動きをするのかわからないというところがあります。そういうのも含めまして、人が増加して交通事故とかがないようにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

アフターコロナの件でございますけども、施設整備を機に、商工会または農協さんとも連携を深めていかなければならないと思っております。その中の一つとしまして、平成29年度から空き店舗活用支援事業を実施してございますけども、令和3年度から新規開業の支援も新たに行うということで、そういうものを通して、また、地域の活性化、それが誘客につながればと思っております。それと、町としましては、相乗効果を図るためにもスポーツセンター横の町有地にこれからも商業施設の誘致が早期に図られるよう進めてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、来年の供用開始に向けまして、飲食店をはじめとした商店街が活性化されますよう、これからも関係機関と議論を深めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長

以上で、一般質問を終結いたします。

若干時間は経過いたしますけれども続けさせていただきたいと思っております。

追加日程 1 議案第30号 令和2年度南幌町一般会計補正予算

(第10号)を日程に追加し、日程の順序を変更して、先に審議をしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 議案第30号を追加し、先に審議いたします。

●追加日程1 議案第30号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第30号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第10号)につきましては、大雪に伴う町道除排雪経費の追加、及び財源調整として財政調整基金繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,894万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億368万9,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長 それでは、議案第30号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第10号)の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。7款土木費2項2目道路維持費、補正額1,894万6,000円の追加です。12節委託料で、除排雪業務1,894万6,000円の追加です。別途配布しております資料に基づきまして3月5日現在の状況を説明をさせていただきます。過去の実績とともに一番右端に3月5日現在の状況を記載しております。累計の降雪量につきましては5メートル39センチと昨年の実績を上回り、一昨年の平成30年度の降雪量に近い状況となりました。特に2月23日から3月3日までの降雪量は1メートル28センチとなったところがございます。今回の補正予算につきましては、除排雪業務委託料の補正であり、今後、市街地団地内道路を中心に排雪作業などを見込み追加するものでございます。

次に歳入の説明を行います。予算書8ページをごらんください。19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,894万6,000円の追加です。財源調整を行うものでございます。これにより、令和2年度末基金残高は7億8,066万4,000円の見込みとなります。

以上、歳入歳出それぞれ1,864万4,000円を追加し、補正後の総額を96億368万9,000円とするものです。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第30号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

本日本日予定しておりました全ての日程が終了いたしました。予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後12時05分)



令和3年 第1回南幌町議会定例会（3日目） 会議録

令和3年3月12日（金）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	内 田 惠 子	2 番	佐 藤 妙 子
3 番	熊 木 惠 子	4 番	西 股 裕 司
5 番	志賀浦 学	6 番	本 間 秀 正
7 番	石 川 康 弘	8 番	加 藤 真 悟
9 番	川 幡 宗 宏	10 番	細 川 美喜男
11 番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

1 番	内 田 惠 子	2 番	佐 藤 妙 子
-----	---------	-----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	まちづくり課長	藤 木 雅 彦
住 民 課 長	笠 原 大 介	税務課長兼出納室長	松 田 秀 則
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子	産 業 振 興 課 長	黒 島 滋 規
都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志	病 院 事 務 長	原 田 光 一

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員  
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長 おはようございます。  
去る3月9日より予算審査特別委員会のため延会となっております  
た令和3年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに会議を開きます。

●日程25 議案第21号 南幌町学童保育条例の一部を改正する  
条例制定についてを議題といたします。

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
ただいま上程をいただきました議案第21号 南幌町学童保育条例  
の一部を改正する条例制定につきましては、保育時間を変更するため、  
本案を提案するものです。

議長 詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく  
御審議賜りますようお願い申し上げます。

保健福祉課長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。  
それでは、議案第21号 南幌町学童保育条例の一部を改正する条  
例制定について御説明いたします。この条例は、本町で実施している  
学童保育の実施に係る内容を定めているもので、この度の改正につ  
きましては、現状を踏まえ保育時間を改正するものでございます。

別途配布いたしました議案第21号資料の新旧対照表にて御説明い  
たします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇  
所が改正部分です。

議長 第5条では、保育時間等を定めており、保育時間を「正午から」を  
「下校時から」に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。  
以上で、議案第21号についての説明を終わります。  
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直  
ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第21号 南幌町学童保育条例の一部を改正する条例制定につ  
いては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに  
決定をいたしました。

●日程26 議案第22号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正

する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第22号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長

それでは、議案第22号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。本条例の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法において、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは別途配布しています議案第22号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分でございます。

附則第19項については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定で、改正前の旧条例において、新型コロナウイルス感染症の定義として引用していた新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、同法附則第1条の2の規定が削除されたことから、本条例における引用部分を、法令の引用ではなく改正後の新条例のとおり、従前の新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定されていた定義内容に改めるものであります。

最後に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がございませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略し直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第22号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程27 議案第23号から日程30 議案第26号までの4議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。



- 日程 27 議案第 23 号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 28 議案第 24 号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 29 議案第 25 号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 30 議案第 26 号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例について

以上 4 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 23 号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。議案第 24 号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例。議案第 25 号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例。議案第 26 号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例。以上 4 議案につきまして、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第 23 号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。本条例は、要介護 1 から要介護 5 に認定されている方が居宅サービスを利用する際の計画作成業務について定めているもので、厚生労働省令で定めた基準に基づき制定しています。この度は、省令の改正があることから、本町においてもそれと同様に改正を行う

ものでございます。

それでは、別途配布いたしました議案第23号資料の新旧対照表にて説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

1 ページ中段の第3条は、介護サービス計画を作成する上での基本方針を定めており、この度の改正では、第5項に利用者の人権の擁護や虐待防止等についてを加え、第6項においては、分析されたデータや明確な根拠に沿ったサービスやケアを提供することで介護職員のケアの質の向上を図ることを加えるものです。

次、第6条は、管理者について定めており、旧条例では管理者は主任介護支援専門員でなければならないとされており、令和3年3月31日までは要件の適用を猶予する経過措置が設けられていましたが、新条例では人材確保が困難である場合には介護支援専門員を管理者とすることを認めるものです。2ページをごらんください。

第7条では、利用者への説明および同意についてを定めており、第2項では、ケアマネジメントの公正中立性を図るために、介護サービス計画の内容や計画した各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合等を説明することを加えるものです。

次、第16条では具体的取扱い方針を定めており、第9号では、サービス計画作成のために実施が義務付けられているサービス担当者会議を利用者の同意に基づきICTの活用を認めるものです。3ページをごらんください。第21号では、介護度ごとに決められている区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大半を占めるサービス計画を作成する事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入するために加えるものです。

第21条の運営規程では、第6号に虐待の防止に関する事項を加えるものです。4ページをごらんください。

第22条では職員の勤務体制の確保を定めており、第4項にハラスメント対策について追加するものです。

次、新設された第22条の2第1項から第3項では、業務継続計画の策定等について規定されており、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から計画の策定、研修や訓練について定めるものです。

次、新設された第24条の2第1号から第3号では、感染症の予防及びまん延防止のための措置について定めており、感染症予防に対する取り組みの徹底を求める観点から対策委員会の開催、指針の整備、研修や訓練について定めるものです。5ページをごらんください。

第25条の掲示の規定については、従来は運営規程等を掲示することとなっていましたが、第2項により利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から閲覧可能なファイル等を備え置くことを可能

にするものです。

次、新設された第30条の2の第1号から第4号では、虐待防止のために、対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置を定めるものです。

次に6ページにかけて、新設された第36条第1項と第2項では電磁的記録等について定めており、事業者の業務負担軽減の観点からサービス事業者における記録の保存や交付等について、相手方の承諾により原則として電磁的な対応を認めるものです。

附則として、経過措置の2と3では、令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を管理者とすることができる旨を定めたものです。7ページをごらんください。

附則として、1 施行期日を令和3年4月1日からとし、新条例の第16条第21号は令和3年10月1日から施行するとしています。

次、2から4については、虐待の防止、業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延防止について、それぞれ令和6年3月31日までの経過措置を規定するものです。

以上で、議案第23号についての説明を終わります。

続きまして、議案第24号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

本条例は、要支援1と要支援2に認定されている方が居宅予防サービスを利用する際の計画作成業務について規定しており、厚生労働省令で定めた基準を基本としているものです。

議案第24号資料の新旧対照表をごらんください。この条例改正につきましては、先に説明いたしました議案第23号の改正内容と同様で、虐待防止のための措置、ハラスメント対策、感染症や災害時の業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延防止のための措置、重要事項の掲示、記録等の電磁的方法などについて加えるものであります。ことから詳細な説明は省略させていただきたくご了承願います。5ページをごらんください。

附則として、1 施行期日を令和3年4月1日からとし、次の2から4については、虐待の防止、業務継続計画の策定等、感染の予防及びまん延防止についてそれぞれ令和6年3月31日までの経過措置を規定するものです。

以上で、議案第24号についての説明を終わります。

続いて、議案第25号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

本条例は、町民で要介護1から要介護5に認定された方が利用できる、地域密着型通所介護や認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームなどの事業所の指定要件や人員、設備などの運営基準を規定しており厚生労働省令で定めた基準を基本としているものです。

それでは、別途配布しました議案第25号資料の新旧対照表をご覧ください。なお、議案第23号と第24号と同様の改正内容につきましては説明を省略させていただき、本条例のみで改正される箇所のみ説明とさせていただきたくご了承願います。2ページをごらんください。

第3条の26では、地域密着型通所介護の勤務体制の確保等について規定しており、第3項では、医療や福祉関係の資格を有しない職員に対して、認知症介護基礎研修を受講させることを加えるものです。次、6ページ下段をごらんください。

第10条では共用型指定認知症対応型通所介護の管理者について定めており、配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、他の職務に従事することを可能とするものです。

次、7ページ下段から8ページにかけての説明となります。第45条では、グループホームについて定めており、第1項 8ページの中段では、グループホームでは入居者9人を1ユニットとしており、旧条例では夜勤に従事する職員は1ユニット当たり1人以上となっていますが、新条例では3ユニットの場合には各ユニットが同一階に隣接している等の要件に適合すれば職員の2人配置を認めるものです。下段の第8項では、計画作成担当者である介護支援専門員の配置は、1ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和するものです。

9ページ中段の第46条では、グループホームの管理者について定めており、複数事業所で人材を有効活用するためにサテライト型事業所の基準を新設し、本体事業所の管理者を兼務させることができるものとするものです。

第48条では、グループホームの施設に関する基準を定めており、旧条例では、3ユニットでの運営には要件がありましたが、新条例では経営の安定性の観点から要件を削除し3ユニットまで認めるものとするものです。次、10ページをごらんください。

第52条第8項では、グループホームのケアの質を確保するために、旧条例では北海道が指定する外部評価機関による第三者評価を受ける必要がありましたが、この度の改正では、2か月に1回開催される運営協議会においてサービスの質に係る自己評価を報告することも第三者評価と位置づけられ、そのいずれからによる評価を受けることと緩和されるものです。

12ページ下段をごらんください。附則として、施行期日を令和3年4月1日からとし、附則の2から5については、それぞれ令和6年3月31日までの経過措置を規定するものです。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

本条例は、町民で要支援1と要支援2に認定されている方が利用することができる介護予防認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームの指定要件や人員、設備などの運営基準を規定しており、厚生労働省令で定めた基準を基本としているものです。

議案第26号資料の新旧対照表をごらんください。この条例改正につきましても、先に説明しました議案第25号の改正内容と同様で、議案第23号並びに第24号の改正に加えて、医療・介護の資格を有しない職員への研修、夜勤体制、計画作成担当者、管理者の配置等について加えるもので説明は省略させていただきたくご了承願います。

新旧対照表の12ページをごらんください。附則として、施行期日は令和3年4月1日からとし、附則の2から5については、それぞれ令和6年3月31日までの経過措置を規定するものです。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第23号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第24号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第25号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第25号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第26号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第26号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4議案について、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第23号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第24号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第25号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第26号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程31 議案第27号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第27号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定につきましては、石狩川改修工事における、なんぼろ親水公園用地の一部売却に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第27号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに改正の経緯についてご説明いたします。北海道開発局発注、石狩川改修工事の内江別太上流築堤工事において、千歳川の堤防を拡幅するため、なんぼろ親水公園の土地に用地買収が生じたことに伴い、公園の面積が367平方メートル減少したことによるものです。

別途配布している議案第27号資料新旧対照表をごらんください。

左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、下線の部分が改正点でございます。

別表1 なんぼろ親水公園の項、区域の欄中「219, 712平方メートル」を「219, 345平方メートル」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第27号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程32 議案第28号 監査委員の選任についてを議題といたします。

局 長  
議 長

局長に朗読させます。

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第25号 監査委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。監査委員のうち、識見を有する者から選任される現代表監査委員であります角島 徹氏の任期が令和3年3月24日をもって満了となることから、新たに白倉 敏美氏を後任に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。人格が高潔で優れた識見を有する方でございます。適任であると考えますので、選任につきまして御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第28号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

●日程33 議案第29号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長  
議 長  
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第29号 公平委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。公平委員3名の任期が令和3年3月22日をもって満了となることから、現委員であります渡邊 修一氏を引き続き選任いたしたく、また、丸谷 芙美子氏、野尻忠勝氏の退任に伴い、川村 英俊氏、高松 佳子氏を後任に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。選任につきまして、御同意賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第29号 公平委員会委員の選任につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。



●日程34 発議第1号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、年度ごとの承認案件でございます。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程35 発議第2号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程36 発議第3号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程37 発議第4号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程2 発議第5号から追加日程4 報告第1号までの3議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、追加日程2 発議第5号から追加日程4 報告第1号までの3議案を追加いたします。

志賀浦議員  
議長

●追加日程2 発議第5号 北海道へ高レベル放射性廃棄物を持ち込まない意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

5番 志賀浦 学議員。

(内容及び提案理由の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。発議第5号 北海道へ高レベル放射性廃棄物を持ち込まない意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

熊木議員  
議長

●追加日程3 発議第6号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割の負担の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

3番 熊木 恵子議員。

(内容及び提案理由の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第6号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書の提出について、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

場内時計で10時30分まで休憩をとりたいと思えます。

(午前10時20分)

(午前10時30分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●追加日程4 報告第1号 令和3年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

6番 本間 秀正議員。

本間議員

令和3年3月11日付、南幌町議会議長宛て、予算審査特別委員長名。委員会審査報告書。本特別委員会に付託された事件は次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

議案第14号 令和3年度南幌町一般会計予算

議案第15号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 令和3年度南幌町病院事業会計予算

議案第17号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計予算。

議案第18号 令和3年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算。議案第19号 令和3年度南幌町介護保険特別会計予算。

議案第20号 令和3年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上、9議案について3月9日、10日、11日の3日間において慎重審議をした結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしましたので報告します。以上です。

議長

ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

3日間審議しまして、いろいろこう意見も出して、担当課より回答もとてもよかったですと思います。いろいろの中で私も意見も出しました。それで全てにいろいろこう疑問もあつたりしましたので、その辺でもう少し丁寧な説明とかがあつたらよかつたなと思うんですけども。それが質問です。

議長

6番 本間 秀正議員。

本間議員

今、熊木議員より質問いただきましたけれど、昨日も議会事務局と皆さんも聞いていたとおり、説明は丁寧に行われたものと私は認識しておりますので、そういった意味で今回は。その後、町長からも来ていただいて説明も受けました。それで、私は十分だと思うんですけどもよろしいでしょうか。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

令和3年度各会計予算及び関連条例に対する討論を行います。初めに、反対討論を許します。

3番 熊木 恵子議員。

令和3年度南幌町各会計予算に反対の立場で討論を行います。令和3年度各会計予算編成の概要は一般会計69億8,400万円、特別会計29億6,000万円、合計99億4,400万円となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により感染症拡大防止策を講じつつ、予算編成においては厳しい予算の中で各課は大変苦勞され、努力されたことに敬意を払うものです。予算の主なもの、第6期総合計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本に予算を編成し、「行財政改革実行計画プラン」の取り組みに基づき、なお不足する財源は基金の取崩しにより調整するとしています。予算審査特別委員会の中では、コロナ感染症に配慮して説明職員の人数制限や広い会議室を使い、簡潔で丁寧な説明が行われ、職員の質の高さを感じました。各会計予算の中では、町民の生活に欠かせないデマンド型交通運行に見られるように「生活路線等交通対策事業」が巡回バスに替わって運行が始まります。足の確保が困難になっている町民にとって病院や買い物、温泉などに利活用できることは、家にこもりがちになる方々の利便性、人と人との交流、そして地域の活性化につながるものとして効果が期待されます。

高齢者在宅支援事業や、子ども・子育て支援事業もきめ細かい施策に予算配分がされています。コロナ感染症で経営が大変になっている飲食店などへの支援や、小中学校に在籍する児童生徒に対して、一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細やかな支援を行う「特別支援教育推進事業」などが盛り込まれ、本町の乳幼児から大人まで安心して生活するうえでの予算が編成されていると思います。

しかし、誘客交流拠点施設建設については、今までも何度も質問してきましたが、もっと広く町民に説明し意見を求める努力がされていないと感じます。町長は、町民からは肯定的な意見がほとんどだと答弁されましたが、全町民を対象とした説明会や意見交換会を実施して、今、何が必要か、しっかり町民の生の声を聞く必要があると思います。

今予算に計上されている誘客交流拠点施設整備事業、そして建設が進められれば、今後の維持管理費に毎年3,000万円かかってくる今事業、大きな費用がかかることを考えると、このまま進めるべきではないと考えます。移住、定住、交流人口をふやし町を活性化するために集客施設が必要との意見もありますが、補助金に頼って建設したばかりに町にとって負の遺産となった施設があった苦い経験を思い起こし、冷静な判断をすべきではないでしょうか。

予算編成概要では、「本町の財政構造を踏まえると、大幅な町税収入の増加が期待できないことや、社会保障関係費の増加、公共施設改修などの投資的経費の増加などにより、本町財政は引き続き厳しい状況が続くものと考えます」と述べられています。

コロナ禍で、国の財政状況も大きく変容しようとしています。地方交付税が年々引き下げられてくる状況がくることが予想されます。こ

のように厳しい町財政を直視し、今、町民が何を求めているのかをしっかりと把握し、新しく南幌町に移住された方や、これまで町の発展に寄与してこられた町民の皆さんと一緒に、将来のまちづくりについて大いに議論する時ではないでしょうか。

私は、全ての予算に反対するものではありませんが、誘客交流拠点施設建設に多くを占める今予算は認めることはできません。地方自治体の役割は、そこに住んでいる地域住民の暮らし、福祉、健康、生活を守ることでないでしょうか。

以上のことから、私は、令和3年度各会計予算に反対します。議員各位の御賛同をお願いして、討論を終わります。

議 長

次に、賛成討論を許します。

細川議員

10番 細川 美喜男議員。

第1回定例会に提案されました令和3年度一般会計及び6特別会計予算、並びに関連する2条例について、賛成の立場で討論をいたします。

令和3年度一般会計予算総額は69億8,404万円、6特別会計では29億6,050万円、総額99億4,455万円となっており、前年度予算に比べ7,997万円、率にして0.8%の減です。

令和3年度予算は、「第6期総合計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた施策を基本に、歳入は国の制度改革の影響や地域経済動向を十分に考慮し、歳出では国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による経済対策や町民生活の支援を行いつつ、「第2次行財政改革実行計画加速化プラン」の取り組みに基づき編成されています。

主な事業としては、生活路線等交通対策、みどり野きた住まいるヴィレッジ事業、子育て世代住宅建築費助成事業、誘客交流拠点施設賑わい創出広場整備事業、長幌第2浄水場改築事業、町道及び公園長寿命化修繕事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策を計上するなど、厳しい財政状況の中でも町民の要望に沿ったメリハリをつけた予算措置であると考えます。

特に、誘客交流拠点施設整備事業は、本町における人口減少を抑制するため、交流人口を呼び込み、人口構造の変化を緩やかにする必要から子どもの室内遊戯場を核とし、町内外の多くの方が交流できる施設として整備するものであります。本町の人口が2045年には4,000人台にまで減少すると警鐘が鳴らされており、また、きた住まいるヴィレッジや移住促進事業などにより、近年少しずつ移住の成果が上がっている中、今後、道央圏連絡道路の開通や日本ハムファイターズボールパークの整備など、本町を取り巻く環境が大きく変わろうとしているこの機を追い風にして、町を発展させるための事業として推進すべきと考えます。

令和2年度予算において実施設計・建築工事費等が可決されており、

令和3年度ではそれと連動する賑わい創出広場整備事業費が計上され、中央公園の多目的エリアの一体的な整備を進めるもので、来年5月のオープンに向けて必要な予算と考えます。町ではホームページ、広報誌で情報を発信するとともに、次代を担う子育て世代からのヒアリングやアンケート調査、小中学生を対象としたワークショップ、さらに各年代を対象としたシンポジウムの開催など、多くの人たちから意見を募っております。それらの意見が建設に反映されるものと期待しています。

議会においては、施設建設に対する賛成の判断を昨年2月に行っております。それから、昨年10月の町長選挙において、大崎町長は誘客施設の建設を公約に掲げ、多くの町民の支持を受け当選されており、施設建設には多くの町民が賛成していると考えます。

わざわざ南幌町に遊びに行きたくなる、そんなコンセプトを持つ施設に期待し、30年後も子どものいる風景を実現させていくことが必要と考えます。

以上のことから、私は予算審査特別委員会に付託された令和3年度一般会計及び6特別会計、並びに関連条例に賛成をするものであります。

議員各位におかれましても賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

ほかに討論のご発言があれば発言を許します。

(なしの声。)

討論がありませんので、討論を終結いたします。

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは採決いたします。

採決にあたりましては起立採決を行います。

議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

議案第13号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

議案第14号 令和3年度南幌町一般会計予算

議案第15号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 令和3年度南幌町病院事業会計予算

議案第17号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第18号 令和3年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第19号 令和3年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第20号 令和3年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上9議案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 着席1名)

どうぞご着席ください。賛成起立多数であります。よって本9議案は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

ここで、令和3年度第1回定例会閉会にあたり、一言添えたいと存じます。このコロナ禍の中、町長をはじめ職員・議員各位の皆様には制限をかけた中での今定例会において御協力を賜り、かつ真摯に答弁をいただき、令和3年度事業骨格予算が成案されたことに、議会を代表しまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。

また、長きにわたり監査委員を務められた角畠委員には深く感謝を申し上げたいと存じます。また、今年度で職員を退任される職員の皆さんには、町のために多くの犠牲を払いながらも、町発展のために御協力願ったことに深く陳謝するものでございます。

大崎新町長が自ら舵を取る令和3年度南幌町予算が船出をし、執行できることに、町民とともに大いに期待するものであります。新型コロナウイルス感染拡大により、北海道スタイルでの新生活様式の中で生活が一変し、大変な状況がいまだに続き、経済はもとより町民の皆様には大きな打撃と影響を及ぼしているところでございます。国内ではコロナ感染減少傾向とワクチン接種が始まりましたが、変異株、ウイルス感染拡大とワクチンの安定した供給が不安視されるところでもございます。

このようなコロナ禍の中で、町を担う子どもたちは自粛・密の影響で、学校行事の縮小や人数制限、数少ないイベント中止など、思いを果たせない、辛い寂しい1年を過ごさせたと考えています。町民の皆様には、感染者が多い町を全面に生活しながらも、比較的感染者少数の中で推移して来られた意識の高さに敬意を表すところでもございます。私も感染者の一人として思ったことは、その陰には、町、最前線で戦う医療関係従事者、保健所、各施設。各団体や町民の皆様の御尽力の賜物と感謝を申し上げたいと思います。

このコロナ禍の中で、経済的に大きな打撃に影響を被っている町民の皆様は、数多いと認識をしているところでございます。中心市街地を構成している商工会の皆様、飲食街の皆さま方には、町の灯りを維持して、灯していただいている尽力に陳謝するところでございます。

議会としても、町の将来を見つめ、必ずや硬直化する財政を考え、今、定例会で提案された令和3年度予算、コロナ関係予算など、限られた予算を精査しながら、将来世代に負担をかけぬよう、町の進展のために町と切磋琢磨して議会も進んでいきたいと考えているところでございます。国難ともいえる感染症が収束し、誰しものが安心して過ごせる元の姿、日々が早く来るように切に願う次第でございます。

町民皆さまのさらなる御協力と、大崎町長をはじめ職員の皆さんの

内に秘めたる知恵と推進力に期待を申し上げ、令和3年度第1回定例会閉会の挨拶とかえさせていただきます。御協力をありがとうございました。

これを持ちまして閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前10時52分)